

第Ⅲ章「各部の運営方針と目標」の達成状況 (平成 28 年度)

1. 企画部
2. 総務部
3. 市民部
4. 生活環境部
5. 健康福祉部
6. 子ども政策部
7. 都市整備部
8. 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、1 部の使命・目標に関する認識、2 職員数、予算規模等の部の経営資源、3 部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 28 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

※「個別事業とその目標」の達成状況以外の記載内容は、平成 28 年 5 月確定の「各部の運営方針と目標」の内容です。

1 企画部

企画部の「運営方針と目標」の達成状況

企画部長兼企画部行財政改革担当部長 土屋 宏
企画部調整担当部長 秋山 慎一
企画部都市再生担当部長 大朝 摂子

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇計画行政を着実に推進するとともに、市民のニーズや社会の変化に対応した新たな重要課題等に的確に対応するため、総合調整を図りながら、市民満足度の高い「民学産公の協働のまちづくり」を積極的に進めます。
- ◇行政サービスの質の向上と事務事業の効率化を図る行財政改革の推進等によって、財政の健全性を維持しながら持続可能な自治体経営を進めます。
- ◇市政情報を積極的に提供し、信頼性の高い開かれた自治体を実現します。
- ◇地域情報化の推進に取り組むとともに、庁内 ICT 環境の適切なマネジメントを確立します。
- ◇公共施設の整備・再配置に関する基本的な方針の調整等を行い、都市再生の総合的な推進を図ります。

各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課、情報推進課、都市再生推進本部事務局及び三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設準備室の6課で構成され、基本構想・基本計画等に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政（予算・決算）、③行政評価、④行財政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩総合調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

2 部の経営資源

職員数

企画部職員 48 人

職員比率（正規職員）企画部 48 人／市職員 999 人 職員比率 約 4.8%

予算規模

平成 28 年度企画部予算額

一般会計 12,695,194,000 円

そのうち特別会計への繰出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 4,248,800,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」等の着実な推進

「第4次基本計画（第1次改定）」の積極的な推進に向け、「最重点プロジェクト」である「都市再生」「コミュニティ創生」をはじめとした諸施策の総合調整を図り、多世代交流と多職種連携による「元気創造都市・三鷹」の実現を目指します。

また、「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生の取り組み、「総合教育会議」における市長と教育委員会とのさらなる協議と調整、「三鷹市の教育に関する大綱」に基づく総合的な施策の推進、「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第1次改定）」に基づく男女平等参画社会の実現に向けた取り組み、「地域情報プラン 2022（第1次改定）」に基づく ICT の利活用等を積極的に推進します。

◇持続可能な自治体経営に向けた行財政改革の推進

「新・三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、行政サービスの質と市民満足度の向上を図るとともに、施策の重点化とスリム化を推進します。

「事務事業総点検運動」、「公共施設総点検運動」、「対話による創造的事業改善」の実践を踏まえるとともに、セーフティネット機能の確保や新たなニーズ等への対応、最少の経費で最大の効果をあげるためのさらなる創意工夫等に努め、健全な財政運営による持続可能な自治体経営を推進します。

◇三鷹中央防災公園・元気創造プラザオープンに向けた整備・準備の推進と都市再生の取り組み

「都市再生」の中核事業である「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業」について、平成 29 年 4 月のオープンに向けて計画的に施設整備を推進するとともに、最適な管理運営体制の構築や開設準備を進めます。

さらに、市民センター内再配置も含め、公共施設の効率的な整備、運営及び計画的な再配置などに取り組み、既存社会資本の有効な活用と環境との調和を図りながら、ハード、ソフト両面における「都市の質的向上」による命と暮らしを守るまちづくりを推進します。

◇自治基本条例の定着と協働のまちづくりの推進

施行 10 年を迎える自治基本条例に基づき、参加と協働を基本とする市政のさらなる推進と市民自治の浸透を図ります。また、市政情報の積極的な提供に努めて市政への信頼を高めるとともに、地域の人財、情報、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用し、三鷹市政で培われてきた民学産公の参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。

◇地方分権の推進と自治基盤の強化

自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、地方交付税不交付団体である基礎自治体の立場から国等に積極的に問題提起を行います。また、行政評価を始めとしたマネジメント・システムの改革を進めるとともに、新地方公会計制度におけるストックとフローに関する情報の利活用を検討するなど、自治基盤の強化に取り組みます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」等の協働による推進（企画経営課）

[当初計画]

「第4次基本計画（第1次改定）」及び同時に策定、改定した個別計画について、経営本部体制のもと、庁内横断的な取り組みを深化させるとともに、まちづくり総合研究所による民学産公の取り組みとの連携を強化し、積極的かつ着実に推進します。また、幅広い市民の理解を得るため、広報特集号の発行や計画の電子データ化などによる効果的な情報発信を行います。基本計画とあわせて策定した「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生の取り組みや「三鷹市の教育に関する大綱」に基づく総合的な施策の推進などを積極的に進めます。

施行から10年となる自治基本条例については、記念講演会・講座等の開催や市民向けのハンドブックの再編・発行によってさらなる周知を図り、市民自治による協働のまちづくりを推進します。

[目標指標]

- ・「第4次基本計画（第1次改定）」等の着実な推進
- ・広報特集号や電子データ版による計画の市民への周知
- ・自治基本条例施行10年を記念した講演会やハンドブックの発行による、協働のまちづくりの推進

達成状況

「第4次基本計画（第1次改定）」の最重点プロジェクトである「都市再生」と「コミュニティ創生」を中心に、積極的な事業展開を図るため、同計画の広報特集号やデジタル版冊子を発行し、広く市民への理解促進に取り組みました。まち・ひと・しごと創生総合戦略については、推進会議で事業の評価・検証を行い、今後の取り組みなどを検討したほか、「働き方改革応援プロジェクト」の推進にあたっては、地域再生計画（計画期間：平成28～30年度、平成28年8月30日内閣総理大臣認定）を策定し、地方創生推進交付金を活用し、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する事業に積極的に取り組みました。教育に関する大綱の推進にあたっては、総合教育会議を開催し、事業報告や今後の事業展開を検討し、三鷹市いじめ防止対策推進基本方針について意見交換を行いました。

施行から10年を迎えた自治基本条例については、「第37回憲法を記念する市民のつどい」において、同条例の検討・研究に深く関わった西尾勝氏（東京大学名誉教授）による講演と、市の協働パートナーである市民団体の代表によるパネルディスカッションを実施し、市民自治による参加と協働の未来について議論を深めました。また、自治基本条例の理念に基づく実践を振り返り、一層の充実を図るため、平成19年2月に発行した『自治基本条例ハンドブック』を改訂し、市民向けの『自治基本条例ガイドブック』を発行し、その概要をまとめたリーフレットを作成することで、同条例の基本理念である「参加と協働のまちづくり」への関心を高めました。

2 三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた整備・準備の推進

（都市再生推進本部事務局、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設準備室ほか）

[当初計画]

平成28年度竣工を目指し、最終年度となる施設整備（平成25年10月着手）を徹底した安全管理のもと、UR都市機構との連携により計画的に推進します。防災公園部分の整備に係る経費の一部を

負担するとともに、元気創造プラザ部分の整備委託に対する経費を支出します。また、LAN 配線工事や看板設置工事などの関連工事を行うとともに、周辺道路の無電柱化整備を引き続き推進します。さらに、市民センター内に仮設駐車場を整備するとともに、和洋弓場・駐輪場、立体駐車場の整備に向けた実施設計や第一体育館、福社会館、社会教育会館の解体設計に取り組みます。

平成 29 年 4 月にオープンする施設において、効率的な管理を実現し魅力的な事業が展開できるよう、「公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団」を指定管理者とすることを予定し、市、市民、指定管理者、関係団体、民間事業者との協働による最適な管理運営体制の構築に向けて準備、調整を進めていきます。また、開設準備のための事務所を施設内に設置して、業務環境の構築や広報特集号の発行などによる施設情報の発信、施設予約の受付などに順次取り組むほか、庁内関係部署等と調整を図りながら情報通信システムの導入や備品搬入等の移転作業を計画的に進めます。さらに、利用者の意見を施設運営に反映していくための利用者懇談会の準備会を設置します。このほか、施設利用の機運を高めるため、関係団体の協力を得ながら開館セレモニーの準備も行います。

〔目標指標〕

- ・平成 28 年度末の新施設の竣工、周辺道路無電柱化の整備
- ・市民センター内仮設駐車場の整備、和洋弓場・駐輪場、立体駐車場の実施設計、集約後の施設の解体設計
- ・平成 29 年 4 月のオープンにあわせた、市、市民、指定管理者、関係団体等との協働による管理運営体制の構築、関係部署等との調整を通じた開設準備

達成状況

造園工事をはじめとする整備工事は計画的に行われ、平成 29 年 2 月末に竣工を迎えました。また、その他関連工事として、LAN 配線工事や看板設置工事などの関連工事を情報推進課や道路交通課など関係各課と調整を図りながら実施しました。敷地周辺無電柱化については、北側道路（市道第 372 号線）と東側道路（市道第 582 号線）の整備を完了するとともに、電線共同溝に係る地上用機器を活用し、災害時の一時避難場所の周知を図る看板を設置しました。これらの事業の実施にあたっては、補助金の獲得など財政負担の軽減に努めました。

市民センター内仮設駐車場については、平成 29 年 2 月に整備を完了し 3 月から利用を開始しています。また、和洋弓場・駐輪場、立体駐車場の実施設計については、三鷹中央防災公園・元気創造プラザにおける附置義務台数確保のため、計画どおり立体駐車場の設計業務に取り組む一方、市庁舎等建替えに向けた検討を進めており、進捗状況を勘案しながら設計業務を進める必要があることから、和洋弓場・駐輪場の設計期間を平成 30 年 3 月まで延長しました。このほか、集約後の施設の解体設計については、1 月に作業を完了しました。

運営面の準備については、平成 29 年 4 月の施設開設に向けて、6 月議会において「公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団」を指定管理者とする議会の議決を受けた後、財団と連携を図りながら施設の維持管理業務と総合スポーツセンターの運営業務の事業者をプロポーザルで選定して契約を締結しました。また、市民、関係団体等と実施事業の検討・準備を行うなど、市、市民、指定管理者、関係団体、民間事業者との協働による最適な管理運営体制の構築に取り組みました。

一方、竣工に先立って、平成 28 年 7 月末には施設内に事務所を設置し、財団と連携して、備品の調達、施設情報の発信、施設予約の受付などの開設準備に順次取り組みました。情報通信 3 システムについては、平成 29 年 1 月に先行して施設予約等システムの稼働を行い、ほかの 2 シ

システム（健康・体力相談支援システム、災害情報システム）については4月の施設開設に向け、構築等の準備を行いました。

総合スポーツセンターには、三鷹市で初めての取り組みとしてネーミングライツを導入し、施設の愛称は「SUBARU総合スポーツセンター」となりました。さらに、関係各課や関係団体と連携を図りながら、開館セレモニーの準備に取り組みました。

このほか、平成29年3月には各施設の移転・準備作業、管理運営上の課題等について情報共有を図るため、施設運営協議会準備会を開催しました。利用者懇談会準備会については、構成メンバーの一部について、4月以降に施設利用者から人選することとしたため開催を見送り、年度内は設置要綱案の検討など、立ち上げに係る準備に取り組みました。

3 持続可能な自治体経営を目指した行財政改革の推進（企画経営課、財政課）

〔当初計画〕

平成28年3月に策定した「新・行財政改革アクションプラン2022」に基づき、行財政改革を一層推進します。行政サービスの水準の最適化を図る取り組みとしての「対話による創造的事業改善」、経費をかけずに市民満足度を高める取り組みとしての「ゼロアップ創造予算」等を引き続き推進します。新地方公会計制度については、総務省の「統一的な基準」に基づき、平成28年度決算に係る財務書類の作成に向けて、固定資産台帳の整備や運用マニュアルの作成、情報システムの修正等に取り組みます。

また、財務会計システムのリニューアルによって行政評価と予算編成業務の連動をさらに深め、効率的・効果的な実務環境を構築します。さらに、平成29年度予算編成に向けて、同システムを活用した新たな創造的予算編成方式の検討を進めます。

なお、三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた組織改正については、関係団体等との協働のもと効率的・効果的に事業を実施するため、十分な検討・調整を行います。

〔目標指標〕

- ・「新・行財政改革アクションプラン2022」や対話による創造的事業改善、ゼロアップ創造予算など、さらなる行財政改革の推進
- ・総務省の「統一的な基準」に基づく28年度決算の財務書類作成に向けた準備

達成状況

新たに稼働した行政評価システムを活用し、市が実施する全事業にセルフチェックを実施しました。その結果、特に改善が必要と認められた15事業について、所管部との対話による創造的事業改善の対象として改善提案書を作成し、次年度予算編成に反映しました。また、新たな予算編成方式として、セルフチェックで発見された課題を踏まえた見積書の使用を開始するなど、新・行財政改革アクションプラン2022の推進に向けて取り組みました。

新地方公会計制度については、資産データの整理や情報システムの改修により固定資産台帳を作成しました。また、平成27年度末時点の貸借対照表を作成するなど、平成28年度決算に係る財務書類の作成に向けて取り組みました。

このほか、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に伴い、生涯学習、スポーツ、福祉、健康づくりなどの事業をより一層連携して推進するため、生涯学習、スポーツ、文化の推進に関する施策について教育委員会から市長部局に移管し、新たに「スポーツと文化部」を設置するなど、総合的なまちづくりの推進に向けて組織改正を実施しました。

4 ライフ・ワーク・バランス社会の実現や人権尊重など総合的な男女平等参画の推進

(企画経営課)

[当初計画]

ライフ・ワーク・バランス宣言都市である三鷹市は、「三鷹版 働き方改革応援プロジェクト」を実施します。その一環として、市内事業所を対象に「ライフ・ワーク・バランス及び男女平等参画に関する意識・実態調査(仮称)」を実施し、今後の取り組みの方向性を検討する基礎資料とします。また、「ライフ・ワーク・バランス推進のための市民協働講座」をはじめとした各種啓発事業の充実を図ります。

平成27年度に策定した「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第1次改定)」並びに、同計画に包含し新たに策定した「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」については、DV防止啓発用パンフレットを作成するなど、その着実な推進を図ります。さらに、女性センター機能の充実とさらなる活性化に向けた取り組みなど、男女平等参画推進事業を実施します。

[目標指標]

- ・「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第1次改定)」の推進、ライフ・ワーク・バランスに関する実態調査の実施
- ・各種講座(ライフ・ワーク・バランスに関する講座:参加者目標延べ150人、男女平等参画講座:同100人)など啓発事業による男女平等参画意識の醸成

達成状況

「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第1次改定)」及び地域再生計画「三鷹版 働き方改革応援プロジェクト」に基づき、各種事業を実施しました。

男女平等参画啓発事業については、男女平等参画講座等の実施(参加者66人)、男女平等参画啓発誌の発行等に加え、ライフ・ワーク・バランス(LWB)推進のための市民協働講座等を継続実施(参加者143人)しました。また、DV防止啓発用リーフレット及び女性交流室・こころの相談事業紹介用リーフレットを作成の上、庁内関係窓口へ設置し啓発に努めました。

働き方改革応援事業については、今後の市内企業等への支援策を検討するため、市内企業・事業所及び従業員に対してLWB意識・実態調査を実施しました。さらに、経営者及び従業員を対象とした働き方改革応援セミナーを開催し、労使双方へのLWB意識の啓発を行ったほか、市民向けには、みたかシティバスにLWB啓発を目的としたラッピング施工を行い、広く啓発を行いました。

そのほか、広報紙1面(平成29年2月3週号)へのLWBに関する特集記事掲載や、通常号の広報紙・市ホームページ・案内チラシなどにより、市内外への広報・周知に取り組みました。

5 市内大規模土地利用転換に伴う総合的なまちづくりの調整

(企画経営課、都市再生推進本部事務局)

[当初計画]

日本無線三鷹製作所の移転への対応について、「日本無線株式会社と三鷹市とのまちづくりに関する協力協定」に基づき、同社との連絡会等で協議を進め、南側用地を取得するとともに、生活環境部及び都市整備部と連携しながら、地区計画等の変更や都市型産業の支援に向けた活用等について検討を行います。また、北側用地についても、周辺のまちづくりと調和した開発となるよう、連携を密にしながら調整を進めます。

井の頭キャンパスに移転した杏林大学については、学生の地域活動への参加に向けた環境整備を始めとして、多様な分野におけるさらなる協働に向けて具体的な取り組みを進めます。また、文部科学省「地（知）の拠点整備事業」における連携事業を推進します。

〔目標指標〕

- ・ 日本無線三鷹製作所の南側用地の取得
- ・ 連絡会を開催し周辺環境と調和したまちづくりの推進
- ・ 杏林大学との連携事業の検討・実践、「地（知）の拠点整備事業」に係る連携事業の推進

達成状況

日本無線三鷹製作所の南側敷地について、市内事業者の操業支援や緑地等の確保を行うため、まちづくりに関する協力協定及びまちづくり条例に基づく企業からの無償提供用地及び市の取得分をあわせ、対象用地全体の取得に向け6月に契約を行い、市の取得分については平成29年3月に引渡しを受けました（無償提供用地については引渡し手続き中）。また、取得後の敷地の利活用に向け、道路線形等の概略設計を実施しました。

杏林大学井の頭キャンパスは、平成28年4月に円滑に開校し、杏林大学との社会実験であるサイクルシェア事業については、4月より昼夜の利用時間帯の差を活用した学生と市民との相互利用による市内プロジェクト・チームで実施状況の確認やアンケート等を実施し、概ね良好な満足度が得られました。「地（知）の拠点整備事業」を含め、地域と大学との連携事業については、適宜大学と連絡・調整を図ることで、事業の推進に向け柔軟に対応しました。

6 ICT 環境の整備と利活用の推進（情報推進課）

〔当初計画〕

更新期を迎えた住民記録・税・福祉などの基幹系システムの更新を行うとともに、従来のID・パスワードに新たな認証方式を組み合わせる「二要素認証」の導入などにより、情報セキュリティの強化を図ります。

平成29年4月に開設を予定している三鷹中央防災公園・元気創造プラザで運用する3つの情報通信システム（災害情報システム、施設予約等システム、健康体力相談支援システム）について引き続き開発を進めるとともに、一部システムの運用を開始します。

また、「地域情報化プラン2022（第1次改定）」に基づきICTの利活用を進める中で、公共施設などにおけるWi-Fi環境の整備等について検討を行うとともに、オープンデータ等の活用について検討します。

〔目標指標〕

- ・ 基幹系システムの機器更新
- ・ 情報セキュリティ対策の強化
- ・ 三鷹中央防災公園・元気創造プラザに係る情報通信システムの開発・運用
- ・ Wi-Fi環境及びオープンデータ等の活用の検討

達成状況

基幹系システムの機器更新については、ログイン時にIDパスワード認証に加え、生体認証を併用する「二要素認証」の導入を行うとともに、個人情報を含むファイルを保存するファイルサーバを新たに構築するなど、さらなる情報セキュリティの向上を行いました。情報セキュリティ対策の強化については、総務省が示した「自治体情報システム強靱性向上モデル」を踏まえ、二

要素認証の導入に加え、平成 29 年 6 月末に実施するインターネット接続系ネットワークと内部業務系ネットワークの分離等に向け、具体的な検討を進めました。また、インターネットの接続口を一本化し東京都が情報セキュリティを強化した上で集約する都区市町村情報セキュリティクラウドへの移行に向け、関連事業者と移行方法の調整等を行いました。三鷹中央防災公園・元気創造プラザで使用する 3 つの情報通信システムについては、平成 29 年 1 月に先行して施設予約等システムの稼働を行い、健康・体力相談支援システム及び災害情報システムについては 4 月の施設開設にあわせ、構築等を行いました。また、既存の駅前 Wi-Fi のあり方も含め、新たな Wi-Fi 環境整備の方向性や実現に向けた検討を行いました。オープンデータ等の活用については、東京都主催の導入に向けた検討会への参加や専門家を招いての勉強会を開催し、活用方法等の検討を行いました。

7 三鷹ネットワーク大学推進機構と連携したさらなる協働の推進（企画経営課）

〔当初計画〕

NP0 法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、「三鷹まちづくり総合研究所」や「三鷹の森 科学文化祭」などの取り組みを推進します。特に、三鷹まちづくり総合研究所においては、市庁舎の建替え等に関する調査・研究を行うとともに、新たな政策課題に関する研究などを行います。

引き続き、正会員・賛助会員との関係を充実させ、大学、研究機関、事業者、市民との協働による民学産公の取り組みを通じて、地域の活性化や人財の育成等を図ります。また、杏林大学との連携講座の企画・運営や地域ケア関連講座等の開催など、三鷹ネットワーク大学の特徴を活かした事業を展開します。

〔目標指標〕

- ・講座の充実による、講座申込者数及び満足度の増加
- ・みたか太陽系ウォークの参加人数の増加

達成状況

正会員・賛助会員等との連携を図り、248 件の講座等を実施し、講座申込者数のべ 14,196 人（平成 27 年度 14,403 人）、受講者満足度 87.2%（平成 27 年満足度 87.3%）となるなど、概ね目標を達成したことから、引き続き市民ニーズ等を踏まえた新規講座の実施に向けた取り組みを進めます。

みたか太陽系ウォークについては、関連商品の開発支援を行うとともに、スマートフォン向けアプリ「さんぽき」との連携を図りました。参加者数については、期間中天候に恵まれなかったものの、市内外のイベントと連携したことなどから、前年度から微増の 3,379 人となりました。

また、三鷹まちづくり総合研究所「庁舎等建替えに向けた基本的な枠組みに関する研究会」を設置し検討を重ね、新庁舎等の建設に向けた基本的な考え方等を中間報告書にまとめました。

そのほか、新たな取り組みとして正会員・賛助会員の学識経験者等で構成する「みたか都市創造サロン」を設置し、学識経験者等の発表を踏まえ三鷹の未来をさまざまな視点から議論するとともに、正会員・賛助会員相互の交流促進を図り、発表内容等をまとめた報告書を作成しました。

8 社会保障・税番号制度への対応（情報推進課）

〔当初計画〕

平成 29 年 7 月より開始が予定されている他機関（他市区町村等）との情報連携に向けたシステムの整備を行い、情報提供ネットワークシステムとの連携テストを実施します。

市の独自利用事務に関して、情報連携を活用することで、窓口手続き時の添付書類等の削減を行うため、対象となる事務の整理を図り、条例改正及び国の個人情報保護委員会への届出を行います。

平成 26～27 年度に個人番号利用事務各課にて実施した特定個人情報保護評価（PIA）について、特定個人情報の安全管理措置や適切な運用を図るため、関係部署の職員に対して研修を実施し、内部監査や評価書の見直しを行います。

マイナンバーカードの公的個人認証機能など、マイナンバー制度で導入された新たな仕組みの活用について、市民サービスの向上に向けた検討を行います。

市民及び事業者に対して、制度全般に関する内容、マイナンバーカードの普及やマイナポータルの利用等について、継続的な周知・広報活動を行います。

〔目標指標〕

- ・情報連携に係るテストの実施及びシステムの整備
- ・独自利用事務の情報連携利用に向けた条例改正
- ・特定個人情報保護評価の適切な運用及び庁内調整
- ・市民や事業者への周知・広報など社会保障・税番号制度の適切な運用の推進

達成状況

平成 29 年 7 月からの情報連携に向け、符号取得及び中間サーバーへの副本登録等のシステム整備を図り、情報提供ネットワークを介した他の自治体との連携テスト（総合運用テスト）を実施しました。市の独自利用事務について、情報連携に対応するための条例改正を行うとともに、国の個人情報保護委員会に対し、情報連携を行うために必要な届出を行いました。

特定個人情報保護評価の適切な運用を図るため、評価対象部署の職員に対しての研修、自己点検及び内部監査を実施し、特定個人情報の安全管理措置やリスク対策の周知・徹底を図りました。

また、制度に関して市民・事業者に向けた広報活動を行うとともに、マイナンバーカードの交付手続きやマイナポータルに関しての周知を図りました。

国が検討を進めているマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについては、庁内の関係部署への周知を図り、サービス開始に向けた国の調査の取りまとめや庁内調整を行いました。

9 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運の醸成（企画経営課）

〔当初計画〕

スポーツ・健康増進、障がい者理解、ボランティアマインド、多文化理解、子どもたちへの感動体験の提供などの幅広い視点から、まちづくりへの効果が最大化するよう、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、市の基本方針を策定します。事業の推進にあたっては、教育部をはじめとする庁内連携、関係団体や大学などとも連携し取り組みます。

また、案内、誘導サイン等の多言語化に取り組むとともに、市主催事業、近隣市等との連携事業をはじめ広く気運の醸成を図ります。

〔目標指標〕

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた市の基本方針の策定
- ・案内・誘導サイン等の多言語化、市主催事業等における気運の醸成

達成状況

平成 29 年 3 月に、ラグビーワールドカップ 2019 を含む、東京 2020 大会に向けた三鷹市の取り組みの基礎となる「三鷹市の基本方針」を策定しました。基本方針では、①スポーツ②観光③教育・文化に関する取り組みの 3 つの視点からなる基本目標とともに、オリンピック・パラリンピック等を契機としたこれからのまちづくりの方向性を定めました。また、東京観光財団の補助金を活用した市内の誘導・案内サイン等の多言語化に取り組み、東京 2020 大会に向けて増加が見込まれる外国人観光客を含む、すべての外国人に優しいまちづくりに取り組みました。このほか、未来郵便事業や市内出身アスリート（トライアスロン選手高橋侑子さん）の応援事業などの市独自事業の実施、近隣市、東京都、市内関係団体と協働した府中調布三鷹ラグビーフェスティバル 2016 の開催、リオオリンピック・パラリンピックやラグビー日本代表戦のパブリックビューイングの実施など、多彩なオリンピック・パラリンピック関連イベントを催すことで、市民の気運を醸成するとともに、各機関との連携強化に取り組みました。

10 近隣 5 市との共同による子ども体験塾「科学キッズフェス！2016」の実施（企画経営課）

〔当初計画〕

東京都市長会の助成金を活用し、近隣 5 市（三鷹市、武蔵野市、小金井市、国分寺市、国立市）と共同で子ども体験塾を実施します。平成 28 年度は三鷹市が幹事市として、子どもたちに科学の感動体験を提供することで、科学を楽しみ、科学への興味をもつきっかけをつくるため「科学キッズフェス！2016」を開催します。また、実施にあたり、三鷹ネットワーク大学推進機構、国立天文台等科学に関連する団体と連携を図ります。

〔目標指標〕

- ・メインイベント及び出張型イベント参加者数延べ 2,500 人
- ・児童・生徒の科学への興味・関心の向上（参加した小・中学生の科学に対する興味・関心が向上した児童・生徒の割合 85%）

達成状況

近隣 5 市が連携し、東京都市長会の助成金を活用することで、三鷹市単独での開催に比べて大規模かつ高度な科学体験イベントを実施しました。実施に当たっては、国立天文台及び三鷹ネットワーク大学等と企画段階から緊密に連携し、第一線の研究者による講演や海外の観測施設との中継、本物の望遠鏡を使用した天体観測など、地域の資源を活かし充実した内容としました。メインイベントを平成 28 年 10 月 15 日に三鷹市公会堂光のホール及びさんさん館で開催し、出張型イベントとして星空観望会等を開催しました。延べ 3,713 人が参加し、参加した小・中学生のうち約 9 割（メインイベント 88.44%、出張型イベント 91.52%）が科学に対する興味・関心が向上したと回答し、目標を達成することができました。

2 総務部

総務部の「運営方針と目標」の達成状況

総務部長 馬男木賢一
総務部調整担当部長 一條 義治
総務部危機管理担当部長 大倉 誠
総務部三鷹市土地開発公社担当部長 川口 幸雄

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成・向上し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。
- ◇市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。
- ◇市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。
- ◇災害等から市民の生命と財産を守るため、防災施設を整備するとともに、地域や関係機関等との連携・協力体制を強化し、災害等に強いまちづくりを推進します。
- ◇市民の安全と安心を確保するため、防犯設備の整備等を支援するとともに、市民・事業者・関係機関等と協働で、安全安心のまちづくりを推進します。
- ◇良好な地域環境を計画的に整備するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。
- ◇透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、安全安心課、土地対策課、相談・情報課の7課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害時等の危機管理、⑦安全安心のまちづくり、⑧公共用地取得、⑨市民相談、⑩情報公開・個人情報保護、など幅広い業務に取り組んでいます。

2 部の経営資源

職員数

総務部職員 55 人

職員比率（正規職員）総務部 55 人／市職員 999 人 職員比率 約 5.5%

予算規模

平成 28 年度総務部予算額

一般会計 14,382,377,000 円（人件費 9,386,510,000 円を含む。）

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 4,995,867,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇自助と共助と公助の強化による防災力向上の取り組み

震災等災害時の被害を最小限に食い止めるため、防災出前講座の実施、災害時在宅生活支援施設の整備、総合防災センター開設に向けた危機管理態勢の強化等に取り組み、市民の自助、地域の共助及び市の災害対策本部体制の強化を図ります。

◇安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させます。また、「振り込め詐欺」をはじめとした犯罪被害防止に向けた対策を三鷹警察署と連携して推進します。

◇ライフ・ワーク・バランスの推進と職員力の向上及び職員定数の適切な管理

ライフ・ワーク・バランスの推進を図るため、各主管課においてより徹底した時間外勤務の自主管理を行い、職員の時間外勤務縮減に取り組むとともに、ストレスチェックの実施、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく各特定事業主行動計画の推進などにより、職員の総合的な健康管理に努めます。また、優秀な人財の確保と専門性の向上の取り組みなどにより、職員力、組織力の維持向上を図るとともに、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、継続的に職員定数の適切な管理を行います。

◇入札制度等の見直し

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しを行います。

◇新たな行政不服審査制度の適切な運用

行政不服審査法改正に伴い、新たに設置した三鷹市行政不服審査会や審理員など、不服申立てに関する新制度の適切な運用と推進を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 総合防災センターの開設に向けた危機管理態勢の強化（三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた取り組み）（防災課）

[当初計画]

整備事業を進めている三鷹中央防災公園・元気創造プラザを新たな防災拠点として位置付けるため、「三鷹市地域防災計画」の一部を改定するとともに、総合防災センター機能転換マニュアルを作成するほか、職員危機管理力向上研修、防災無線関係機器の移設、災害情報システムの構築等を実

施し、総合防災センター開設に向け、同センターを核とした危機管理態勢の強化を図ります。

[目標指標]

- ・総合防災センター機能転換マニュアルの作成等による総合防災センターを核とした危機管理態勢の強化

達成状況
三鷹中央防災公園・元気創造プラザの運用が開始されることに伴い、防災無線機器の移設及び災害情報システムの構築を行うとともに、同プラザを災害対策本部拠点として位置づけ、改正された災害対策基本法の内容等を踏まえて、三鷹市地域防災計画の一部改定を行いました。 また、同プラザの災害時の機能転換マニュアルの作成を進めており、平成 29 年度からの元気創造プラザ各施設の実運用を踏まえて、マニュアルの調整を図っていきます。

2 災害時在宅生活支援施設の拡充等による市民の自助と地域の共助の強化（防災課）

[当初計画]

震災等災害発生時に自宅等で避難生活を送る市民の生活支援を行うとともに、平常時の地域の防災活動拠点とするため、災害時在宅生活支援施設の整備を行い、地域の共助の防災力の強化を図ります。また、災害時の被害を最小限に食い止めるため、中学生、小学生、その保護者等、多世代の訓練参加を目指し、多様な訓練項目を取り入れた総合防災訓練を実施し、事前の備えを行うための動機づけ、行動に移す機会とし、市民の自助の強化を図ります。

[目標指標]

- ・災害時在宅生活支援施設の整備（3箇所）
- ・多様な訓練項目を取り入れた総合防災訓練の実施
- ・市民の自助と地域の共助の強化

達成状況
災害時在宅生活支援施設を2箇所整備するとともに、総合防災訓練では、市民の実動訓練を中心とした訓練内容とし、児童・生徒等の防災への関心を高めることができるような訓練や防災クイズコーナーなどの多様な訓練項目を取り入れました。 また、地域の共助の取り組みの視点から、市内の大学や高校にも参加協力を呼びかけ、多くの学校等と連携して総合防災訓練前の授業や放課後に事前訓練や防災意識啓発に取り組むことで、総合防災訓練に参加した生徒の防災力向上につなげました。 市民の自助と地域の共助については、市民の要望に応じた防災出前講座及びミニ防災訓練を73回実施し、市民一人ひとりの自助と地域の共助の強化を図っています。

3 防犯カメラの設置等による安全安心のまちづくりの推進（安全安心課）

[当初計画]

犯罪の抑止と防犯力の向上を目的とし、商店会や町会などの地域団体が連携して行う防犯カメラの設置事業に支援を行うほか、市も独自に設置します。

また、市民協働パトロール団体の新規加入や若年層への参加促進など、さまざまな機会を通じて働きかけ市民協働パトロールの拡充及び活性化を図ります。

生活安全推進協議会と協働で安全安心のまちづくりをさらに推進します。

[目標指標]

- ・街頭防犯カメラの設置（3地区9台、市独自4台 合計13台）

達成状況

4地区の町会等に15台の街頭防犯カメラ設置の支援を行いました。また、市単独で2地区に4台の街頭防犯カメラの設置を行いました。

引き続き、防犯カメラの果たす犯罪抑止効果について地域の理解を得られるよう、三鷹警察署と連携して啓発及び防犯カメラの設置を進めます。

4 一時避難場所案内図の多言語化等による公助の推進（防災課）

〔当初計画〕

震災等災害時における人的被害を低減するため、外国籍市民や外国からの観光客等が安全な場所へ素早く避難できるように一時避難場所案内図の多言語化に取り組みます。また、外環道路整備に伴い移設が必要となる防火貯水槽について、消防水利が極めて希薄な地域であることから、地域の消防力強化のため、貯水槽の容量を40 m³から60 m³に増やして移設します。

〔目標指標〕

- ・多言語化した案内図の設置（9箇所）による避難誘導支援の充実

達成状況

4か国語を標記した一時避難場所案内図を各コミュニティ・センター及び広域避難場所の計9箇所に設置し、避難誘導支援の強化を図りました。

外環道路整備に伴う貯水槽の移設工事については、補償額の算定方法について想定以上に国との協議に時間を要したことに加え、12月の工事入札不調により、工事内容を一部変更して平成29年度に実施することとしました。

5 上連雀分庁舎及び市民センター内仮設駐車場等の整備（契約管理課）

〔当初計画〕

老朽化した第二分庁舎について、耐震性の確保と利便性向上を図るため、建替えを行い、上連雀分庁舎として平成28年9月に開設します。

三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に向けて、市民センター内に仮設駐車場を整備するとともに、駐輪場及び駐車場の整備に向けた実施設計に取り組みます。

〔目標指標〕

- ・上連雀分庁舎を関係部課と連携した工事の進捗及び関係者との調整を進め、平成28年7月にしゅん工及び9月に開設
- ・市民センター内に仮設駐車場を整備、駐輪場及び駐車場の整備に向けた実施設計

達成状況

上連雀分庁舎は、6月28日にしゅん工し、分庁舎としての機能とともに、NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会、みたかボランティアセンター、NPO法人みたかハンディキャブの事務所や、ボランティア団体が利用できる会議室を備えた複合施設として9月1日に開設しました。

仮設駐輪場及び仮設駐車場の整備については工事を完了し、仮設駐輪場は平成29年1月10日、仮設駐車場は3月6日より使用を開始しました。

駐輪場及び駐車場の整備に向けた実施設計については、平成28年6月22日に着手しましたが、三鷹まちづくり総合研究所に庁舎等建替えに向けた基本的な枠組みに関する研究会を設置し検

討を進めているため、進捗状況を勘案しながら設計業務を進める必要があることから、契約変更を行い実施設計完了を平成 29 年度末としました。

6 職員のライフ・ワーク・バランスの推進（職員課）

〔当初計画〕

完全一斉定時退庁日の徹底等による時間外勤務縮減や、労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェックの実施など健康管理を推進し、ライフ・ワーク・バランス(LWB)宣言都市である三鷹市として率先垂範の観点も含め職員の「働き方改革」に取り組みます。また、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく各特定事業主行動計画の推進に取り組みます。

〔目標指標〕

- ・完全一斉定時退庁日、絶対退庁時間の徹底

達成状況
職員自身のストレスへの気付き及びその対処への支援並びに職場環境の改善を通じて、職員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止するため、新たに「ストレスチェック」を実施し、その後、必要に応じてメンタルヘルス改善のため産業医面接を行うなど、職員の健康管理のための取り組みの充実を図りました。 また、今年度からの新たな試みとして、完全一斉定時退庁日のほかに、月1回程度、各課の定時退庁日(LWB推進デー)を設定し、職場における時間外勤務の縮減と職員のLWBの推進に向けた取り組みの充実を図りました。

7 人財育成基本方針等に基づく職員力の向上及び職員定数の適切な管理（職員課）

〔当初計画〕

「職員力」の向上を図るため、地方公務員法の改正に伴う能力・実績に基づく人事管理を徹底し、人事制度・給与制度・職員研修の検証と改善を進め、職員の意欲を高めるとともに、OJTなどによる組織的な人財育成を推進します。また、職員の専門性を高めるための資格取得支援制度を検討するとともに、「三鷹市職員の障がい理由とする差別解消推進対応要綱」の周知及び研修を実施します。

市民ニーズに対応し、市民満足度の向上を図るため、必要な職員配置を行うとともに、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め職員定数の適切な管理を行います。職員の再任用に当たっては、組織力の継続的な維持向上のため、短時間勤務に加えフルタイム化を含め検討します。また、職員の年齢構成や職種を考慮した職員採用試験を実施し、優秀な人財確保に努めます。

〔目標指標〕

- ・職員専門性の向上
- ・「三鷹市職員の障がい理由とする差別解消推進対応要綱」に関する研修の実施
- ・職員定数の適切な管理
- ・組織力の維持向上に必要な職員の採用

達成状況
組織的な人財育成を推進するため、新任職員、チューター、所属長・係長を対象とした「OJT研修」をそれぞれ実施したほか、「障がい者差別解消推進対応要綱に関する研修」を昨年度の管

理職対象に引き続き、係長職を対象に実施しました。また、職員の専門性向上に係る自己啓発への取り組みを支援するため、「三鷹市職員の資格取得に係る経費助成要綱」を制定しました。職員定数については、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」における指定管理者制度の導入に伴い見直しを図る一方で、事業の拡充や新規事業に係る職員配置を行うなど、適切な管理を行いました。

また、次年度の職員の再任用に当たっては、組織力の継続的な維持向上のため、短時間勤務に加えてフルタイム勤務職員の配置を行うこととしました。職員の採用については、採用セミナーを駅前夜間に実施するなど学生以外にも参加しやすい工夫を行いながら、職種毎の試験をそれぞれ実施し、平成 28 年度途中及び平成 29 年 4 月 1 日付けで 29 人を新規採用し、必要な人財の確保を図りました。

8 よくある質問と回答（FAQ）システムの利便性の向上（相談・情報課）

〔当初計画〕

平成 21 年度に導入した「よくある質問と回答（FAQ）システム」の更新を行うとともに、利用者数の増加が見られるスマートフォン・タブレット端末に対応した表示を可能とし、市民の利便性の向上を図るとともに、あわせて記載内容の精査・見直しを行います。また、その際には掲載情報の更新等を行う各課の担当職員を対象とした操作研修を実施し、掲載情報の適時な更新を行う体制の整備に努めます。

〔目標指標〕

- ・よくある質問と回答システムの更新
- ・職員操作研修の実施

達成状況

「よくある質問と回答（FAQ）システム」の掲載内容の市ホームページ内への移行を行いました。その際、市ホームページ作成システムの一部改修を行い、これを利用して「よくある質問と回答」の修正等を可能としました。

これにより、市ホームページと同様にスマートフォン等に適した表示が可能となり、また、利用者による検索等の利便性も向上しました。

なお、これまでのホームページ作成と同様の操作で「よくある質問と回答」の修正等を可能としたことから、研修等は行わず、マニュアル等の整備と周知によりこれに代えました。

9 入札制度等の継続的な見直し（契約管理課）

〔当初計画〕

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しを行います。

また、昨年度に作成した契約事務ハンドブックに財務会計システムの基本操作手順等を加えた増補版を作成するとともに、小額契約受注希望者登録制度のさらなる活用を図ります。

〔目標指標〕

- ・入札制度等の継続的な見直し
- ・契約事務ハンドブック（増補版）の作成
- ・小額契約受注希望者登録制度のさらなる活用

達成状況

契約事務ハンドブックについては、財務会計システムの基本操作手順等を加えた増補版を作成し、各課への配布を行いました。

また、小額契約受注希望者登録制度については、平成 27 年度発注状況等調査を行うとともに、制度見直し後の効果等を確認するため、主管課契約の状況等について調査を行いました。

10 新たな行政不服審査制度の適正な運用（政策法務課）

〔当初計画〕

改正行政不服審査法に基づく新たな制度となる、三鷹市行政不服審査会や審理員制度などの適切な運用と推進を図ります。

様式や事務マニュアル等の整備を図り、受付や審査体制等の整備・調整を行うとともに、審理員予定者と連携して研修・連絡調整会議を実施するなど、新たな制度による審査請求に対する的確な対応を図ります。

〔目標指標〕

- ・新たな行政不服審査制度の適切な運用を図るため、様式や事務マニュアル等の整備を図り、受付や審査体制等の整備・調整
- ・審理員予定者と連携した研修・連絡調整会議の実施

達成状況

新たな行政不服審査制度の適切な運用を図るため、様式や事務マニュアル等の整備を図り、年間を通じて当該様式及びマニュアルについて精査を行うとともに、実際の審査請求に応じた整備を行いました。

7月に、審理員予定者と連携した研修・連絡調整会議を実施し、審理手続に関する DVD 教材の視聴、意見交換等を行い、審理員予定者へ新制度について丁寧な説明を行いました。

3 市民部

市民部の「運営方針と目標」の達成状況

市民部長 岡本 弘
市民部調整担当部長 遠藤 威俊

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇窓口での手続きや制度変更に関して、市民への分かりやすい説明や行政手続きの電子化に努め、迅速で質の高い市民サービスを提供することにより、市民満足度の向上に努めます。
- ◇自治体経営の基盤である財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の収入の確保に努めます。
- ◇国民健康保険財政の健全化に努めます。

各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①戸籍、住民記録、国民年金等の業務及び市政窓口の運営、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税等の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

2 部の経営資源

職員数

市民部職員 122 人

職員比率（正規職員）市民部 122 人／市職員 999 人 職員比率 約 12.2%

予算規模

平成 28 年度市民部予算額

一般会計 2,724,846,000 円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 564,686,000 円

国民健康保険事業特別会計 19,846,338,000 円

後期高齢者医療特別会計 3,697,118,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇窓口サービスの質の維持向上に向けた取り組みを推進するとともに、コンビニ交付等の利用拡大を図ります。

◇社会保障・税番号制度の安定した運用を行うための体制を整え、マイナンバーカード(個人番号カード)交付等の窓口業務が円滑に実施できるように取り組みます。

◇市歳入の根幹である市税等の収入の的確な把握と収納率の一層の向上を図ります。

◇国民健康保険財政の健全化と医療費適正化の推進を図ります。

◇安定した財源の確保と納税者の利便性の向上を図るため、オール東京個人住民税特別徴収推進プラン事業に取り組みます。

◇国民健康保険制度の都道府県単位化に向けて適切に対応します。

個別事業とその目標 (個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 窓口サービスの質の維持向上 (部内全課)

[当初計画]

各課窓口における日常的なスキルアップの取り組みのほか、窓口対応に関する職場研修を実施し、窓口サービスの質の維持向上を図ります。

また、窓口における職員の対応について市民の満足度を検証するため、市民満足度調査を実施します。

あわせて、市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、コンビニ交付等の利用拡大に向けて、市民への周知に努めます。

[目標指標]

- ・市民満足度 94%

達成状況

市民部として継続的に取り組んでいる全職員を対象とした合同接遇研修(再任用職員を含む)を、平成28年11月15日に実施しました。今年度は、未受講職員、新たに市民部に配置された職員、平成25・26年度に受講した職員等65人が参加しました。

市民満足度調査も例年どおり実施し、満足度は目標の94%を上回る95.7%という結果となりました。コンビニ交付と自動交付機の利用拡大に向けて、マイナンバーカードの案内とともに広報紙やホームページでの周知を行った結果、コンビニ交付と自動交付機で発行可能な証明書については、窓口での交付が48.1%、コンビニと自動交付機からの交付が51.9%という割合となりました。

また、春の引っ越しシーズン中に、市民課窓口での転入・転出などの手続きによる混雑を緩和するために、平成29年3月6日から臨時窓口を増設しました。さらに来庁者の目的に応じて適切な窓口へスムーズに案内するコンシェルジュ(案内係)を配置し、窓口サービスの質の向上を図

りました。

2 社会保障・税番号制度への対応（市民課）

〔当初計画〕

平成 28 年 1 月から開始されたマイナンバーカードの交付業務を引き続き円滑に進めるため、交付窓口の体制を整え、これに対応します。

また、転入などマイナンバーカードや通知カードの処理を伴う手続きについても、より円滑な実施に取り組みます。

三鷹市に本籍がある市外在住者がマイナンバーカードで戸籍の証明書をコンビニで取得できる本籍地サービスについて、平成 28 年度下半期の実施に向け取り組みます。

〔目標指標〕

- ・マイナンバーカード交付業務等窓口手続きの円滑な実施

達成状況

平成 27 年度に引き続き、「マイナンバー特設窓口」を運営し、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付業務、返戻された通知カードの引き渡し、市民からの問い合わせ等を丁寧に対応しました。「マイナンバー特設窓口」を設けることにより、市民課への来庁者集中を回避し、円滑な業務運営を図りました。このような取り組みの結果、マイナンバーカードの交付については、J-LIS のシステム障害によって全国的に遅延が発生する中でも、17,375 枚を交付することができました。本籍地サービスについては、平成 29 年 2 月 2 日から開始し、開始当日はセブン-イレブン三鷹高校前店でオープニングイベントを実施しました。

3 市税等の収入の把握と収納率の向上（市民税課、資産税課、納税課、保険課）

〔当初計画〕

自治体経営の基盤である市財政の健全性を維持するため、歳入の根幹である市税等の収入を的確に把握するとともに、納付の利便性向上に取り組み、きめ細かな納税相談と滞納整理の強化に努め、収納率の一層の向上を図ります。

〔目標指標〕

- ・予算達成率^(*)100%、現年課税分の市税収納率^(*)99.2%、保険税収納率 93.2%、後期保険料収納率 99.5%

(*) 予算達成率 = (決算収入額 ÷ 予算現額) × 100

(*) 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

達成状況

市税収入の把握にあたっては、各種の統計情報、経済情勢に関する情報などを収集し景気動向等を見極め、より適切な把握に努めました。本年度の市税収入は、法人市民税、固定資産税などの増により、予算現額と比較して約 4 億 8 百万円余の増となりました。

滞納事案の早期着手による滞納整理の強化と搜索等のこれまで培ってきた手法を積極的に活用し、高額、徴収困難事案の早期完結に努め、さらに民間事業者の継続的な有効活用により、現年課税分の市税収納率は前年度と同率で 99.2%となるとともに、市税全体の収納率は前年度実績 0.3 ポイント増で 97.7%となり、予算達成率は 101.1%となりました。

現年課税分の国民健康保険税収納率は、前年度実績 0.1 ポイント減で 93.1%となり、予算達成

率は 97.8%となりました。

現年度分の後期高齢者医療保険料収納率は、前年度と同率で 99.3%となり、予算達成率は 99.6%となりました。

4 国民健康保険財政の健全化と医療費適正化の推進（保険課）

〔当初計画〕

国民健康保険財政の健全化を図るため、医療費等の適正化を推進し、一般会計からの繰入金削減に努めます。そのため、ジェネリック医薬品利用差額通知、医療費通知等の医療費適正化事業を継続して実施します。適正受診を推進するための広報の充実を図るとともに、国民健康保険制度の周知に努め、国民健康保険加入者の意識啓発に取り組みます。

また、健康福祉部と連携して国保データベース等によるデータ分析に基づく「データヘルス計画（保健事業計画）」を策定して、より効果的な保健事業に繋げていきます。

あわせて、国の動向等を見極めながら、国民健康保険税負担のあり方について、必要な検討と対応を行います。

〔目標指標〕

ジェネリック医薬品普及率 58%（数量ベース）

達成状況

医療費通知（年 3 回）は年間 132,056 通、ジェネリック医薬品利用差額通知（年 3 回）は年間 10,664 通発送しました。ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）は、平成 28 年 11 月診療分で 56.2%となり、前年度の実績は上回ったものの、目標値の 58%を下回りました。

国民健康保険制度を説明する小冊子「国保のてびき」を改定し、国民健康保険税納税通知書に同封して全世帯（28,974 世帯）に配布し、制度の周知に努めました。

平成 29 年 3 月に健康福祉部と連携して三鷹市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）を策定しました。この計画により、今後はより効果的な保健事業の実施に努めていきます。

国民健康保険税については、平成 29 年度から低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡充することとしました。

5 オール東京個人住民税特別徴収推進プラン事業の実施（市民税課、納税課）

〔当初計画〕

安定した財源の確保と納税者の利便性の向上を図るため、「オール東京個人住民税特別徴収推進プラン」に基づき、従業員の個人住民税を普通徴収としている事業主に対し、都内全市区町村が足並みを揃えて平成 29 年度からの特別徴収義務者の指定に向け、事業主に対して指定予告通知を実施するとともに、引き続き広報活動に努めていきます。

また、徴収部門との連携強化により特別徴収義務者指定後の対応を検討していきます。

〔目標指標〕

- ・指定予告通知の実施と広報活動の展開

達成状況

平成 28 年 11 月に指定予告通知を約 1 万 3 千社に送付するとともに、市広報、ホームページへの掲載などのほか、年末調整説明会の機会を捉えて広報活動を展開しました。

今後、平成 29 年度からの特別徴収義務者の指定をより円滑かつ効果的に実施するため、引き

続き、東京都及び都内市区町村との連携を図り、足並みを揃えて事業主に対応していくとともに、徴収部門と連携し、新たに特別徴収義務者に指定される事業主に対して丁寧に対応していきます。

6 国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応（保険課）

〔当初計画〕

平成30年度からの国民健康保険制度の財政運営の都道府県単位化に向けて、東京都が市区町村に提示する国民健康保険事業費納付金や標準保険税率の算定などに必要な情報を抽出するために、既存システム等の改修を行います。

〔目標指標〕

- ・都道府県単位化に向けた必要なシステム改修の実施

達成状況

東京都が納付金などの算定に必要な市町村基礎ファイル（市町村で管理している所得情報など）を作成するため、基幹系システムの改修を行いました。

制度改正に対応した事務処理を行うためのシステム改修等の全国説明会等に参加し、三鷹市におけるシステム改修の検討を行いました。

4 生活環境部

生活環境部の「運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長 大野 憲一

生活環境部調整担当部長 田口 智英

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした快適なコミュニティの形成や、NPO 等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興など、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

◇商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

◇消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課の4課で構成され、①市民活動の支援、協働の推進、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源

職員数

生活環境部職員 48 人

職員比率（正規職員）生活環境部 48 人／市職員 999 人 職員比率 約 4.8%

予算規模

平成 28 年度生活環境部予算額

一般会計 4,185,902,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の振興

コミュニティを基調とした防災・環境・子育て等をはじめとする、市民生活と密接に関わりのある市民活動を支援するため、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進します。また、これまでのコミュニティの醸成を基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方を目指すコミュニティ創生の取り組みを推進していきます。

芸術文化の振興については、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりを目指して、太宰治や山本有三をはじめとする三鷹ゆかりの文化人を顕彰するとともに、まち全体の活性化へとつながる協働型の芸術文化のまちづくりを推進します。

◇持続可能な都市を実現するための環境施策の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球環境問題まで複雑で多様化しています。これらの問題を解決するため「環境基本計画 2022（第1次改定）」に掲げる「協働で取り組む3大プロジェクト」の施策を重点的に取り組んでいきます。

持続可能な都市の形成に向け、省エネルギー対策や新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大に取り組めます。また、リニューアルした「新エコタウン開発奨励制度」を推進することにより、環境配慮型住宅の建設や良好な景観づくりに取り組む開発事業を誘導し、地球温暖化防止対策とエネルギーの有効利用を進める地域を創造する等、環境負荷の少ないサステナブル都市の実現を目指します。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、国際規格である ISO14001 の規格改訂に対応し、環境マネジメントシステムの見直しを行います。

公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や監視測定、指導体制等の整備を進めるとともに、公共施設等での空間放射線量の測定を継続します。

◇ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者及びごみ減量等推進員と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりを推進します。

また、環境センターの跡地の利活用については、循環型社会の推進に向けた施設概要を確定するほか、それ以外の跡地の利活用方法を検討し、方針を決定します。

いわゆる「ごみ屋敷」を解消し、地域の生活環境を保全するための組織体制を整備するとともに、居住者への支援策の検討を行います。

◇産業振興と生活者支援の推進

「産業振興計画 2022（第1次改定）」に基づき、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で、SOHO やものづくり産業を含めた価値創造都市型産業の振興を図るとともに、産業観光の取り組みなど観光と産業の連携や買物支援の取り組みの充実を進め、賑わい

の創造を推進します。なお、今後予定される大規模な土地利用転換については、関係部署と連携して効果的な施策を検討します。また、「農業振興計画 2022（第 2 次改定）」に基づき、農業者、市民、市が協働で農地の保全と利用の推進、魅力ある都市農業の育成、市民とのふれあいの場の提供などの施策を通じて、「農のあるまちづくり」の推進を図ります。

また、昨今の景況は上向きつつあるといわれているものの、足元の景気動向はまだ不安定であること等を考慮し、セーフティーネット保証制度等の認定事務を適正に実施するとともに、雇用確保や就労支援にも努めます。さらに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に推進するとともに、ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実を図るため、引き続き、消費者被害防止キャンペーンの実施に加え、市内公立小学校全 15 校の 5 年生を対象とした出前授業や地域包括支援センター等への出前講座を実施します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 コミュニティ創生の推進（コミュニティ文化課）

〔当初計画〕

平成 23 年度の「コミュニティ創生研究会」の研究報告及び平成 24 年度以降のコミュニティ創生検討プロジェクト・チームによる報告を踏まえ、住民同士の支え合いによる新たな「共助」と「協働」により、地域の多様な課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みについて、プロジェクト・チームを再編して調査・検討していきます。

また、コミュニティ創生における関係部署間の連携強化を図り、地域の絆づくりや地域交流の活性化の実現に必要な具体的方策について研究するとともに新たな事業の展開についても検討します。

「がんばる地域応援プロジェクト」を活用して、町会などの地縁型組織と NPO などのテーマ型組織との連携による新たな協働関係の創出や、町会・自治会の未組織地域における地域自治組織の結成を支援するなど新たなコミュニティの創生へとつながる取り組みを進めます。

さらに、住民協議会が実施する多世代交流の取り組みを支援するとともに、7つの住民協議会の協力により取り組まれている「住民協議会の在り方検討委員会」とも引き続き連携しながら、協働によるコミュニティ創生に取り組めます。

〔目標指標〕

- ・地域の活性化に向けた課題解決策の検討による、コミュニティ創生の推進
- ・多様な団体の協働による地域課題解決の推進
- ・多世代交流の取り組みを広め、地域における活動に厚みをもたせた、活性化と継続化の推進

達成状況

コミュニティ創生検討プロジェクト・チームにおいて、エリア・スタディ（地域事例研究）、地域担当職員制度、スポーツを通じたコミュニティの創生をテーマに、ワーキング・チームを設置し調査・研究を実施しました。さらに、地域課題を解決する主要な団体の一つである住民協議会の委員や事務局職員を対象に「人財」の育成支援として研修を実施しました。

「がんばる地域応援プロジェクト」は、今年度も引き続き町会・自治会の未組織地域を含めた地域自治組織を対象とし、11 団体の採択となりました。防災やサロン事業を始めとしてさまざまな取り組みが行われ、団体間の情報交換や連携事業の増加など本事業をきっかけとして地域同士が新たな活力をもたらしています。

また、昨年度に引き続き、井の頭地区住民協議会が実施する「多世代交流事業」に助成金を交

付し、住民協議会活性化事業の支援を行いました。

2 観光に関する基本方針（仮称）の策定（生活経済課）

〔当初計画〕

「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、フィルムコミッション事業やホームページ、SNS などによる三鷹の魅力の発信や、市内の集客施設、イベント、産業、文化などさまざまな観光資源の活用、市立アニメーション美術館への来訪や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に三鷹を訪れる外国人との交流を活用したまちの賑わいづくりなど、市民との協働による観光まちづくりの指針となる、「観光に関する基本方針（仮称）」を策定します。

なお、策定に当たっては庁内外の委員で構成される検討委員会を組織します。

〔目標指標〕

- ・「観光に関する基本方針（仮称）」の策定（平成29年3月）

達成状況

平成29年3月「市民が観光大使～住んでよし、訪れてよしのまち三鷹～」を理念とし、観光を軸とした民学産公の協働のまちづくりの指針となる「三鷹市観光基本方針」を策定しました。

策定に当たっては、庁内外の関係団体から構成される検討委員会及びワーキングチームを設置しました。ワーキングチームは4回開催し、市内の観光資源の洗い出しや強み等について、ワークショップ形式で検討を行いました。また、検討委員会は3回開催し、ワーキングチームによる検討等を踏まえて、基本方針の理念や推進する施策の方向性について協議し、基本方針に反映しました。

今後、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの世界的イベントの開催も控えており、三鷹市にも外国人を含めた多くの観光客の来訪が期待されることから、この方針に基づき、まちの特徴や魅力を最大限に生かしながら、市内外から訪れるあらゆる世代の人々が楽しめる事業の創出を図っていきます。

3 都市農業の推進及び農地保全の取り組み（生活経済課）

〔当初計画〕

「農のあるまちづくり」を推進するため、新鮮な農産物の供給をはじめ、緑と空間の創出、市内産農産物活用の地産地消の推進、災害時等の避難場所確保等、多面的な機能を有する都市農地の保全と活用に向けた都市農業の振興に取り組むとともに、ハウスなどの農業用施設の設置への支援を行います。また、東京都と連携しながら、国家戦略特区導入の検討・指定等に取り組めます。

〔目標指標〕

- ・優良農地育成事業補助12件
- ・農業用施設設置補助6件
- ・国家戦略特区導入に向けた検討等

達成状況

優良農地育成事業補助として多目的自販機、高所作業機、保冷库、トラクターなどの導入補助、及び都市農業活性化支援事業補助としてパイプハウス、養液栽培システムなどの導入補助によって、農業用施設・設備の導入支援を実施し、これらの補助事業により、農業者の経営力を強化し都市農業の振興を推進しました。特に優良農地育成事業補助では、事業申請者と農地の保存協定

を締結し、農地保全の成果を上げることができました。引き続き、各種補助金や制度を活用し、農地の保全と利用の推進に取り組むとともに、都市農業を育てる市民のつどいなどの市民と農とのふれあいの場の提供を通じて、多くの市民に都市農業の役割を理解してもらうよう努めるなど、「農のあるまちづくり」を推進していきます。

そのほか、平成 28 年 11 月に財務大臣あてに、都市農地保全のための相続税を中心とした税制についての要望書を提出しました。今後も必要に応じ、農地保全や都市農業振興について、国への積極的な働きかけを行っていきます。また、国家戦略特区の導入については、引き続き国の動向を注視し、東京都と連携しながら検討していきます。

4 ものづくり産業等の集積・強化及び都市型産業誘致の推進（生活経済課）

〔当初計画〕

東京都の「ものづくり産業集積強化支援事業」及び「都内ものづくり企業立地継続支援事業」の補助金を活用し、市内事業者の移転に係る費用の補助、周辺環境と調和を図るための工事に係る費用の補助を行うほか、国の「地方創生加速化交付金」も活用し、三鷹産業プラザ内のファブスペース（ものづくりを核としたコミュニティづくりスペース）について、多様な働き方を支援するための整備・運営を進めます。また、日本無線株式会社三鷹製作所の跡地における市内事業者の操業支援に向けて関係部署と連携して取り組みを進めます。さらに、「三鷹市都市型産業誘致条例」の周知活動や金融機関及び不動産事業者などとのネットワークを強化し、市内の土地情報や空き事務所情報等の共有を進めるなど、制度の利活用の促進に向けた検討を行い、市内への優良企業の誘致を推進します。

SOHO 事業者に対する支援としては、ミタカフェ（コワーキングスペース）の運営など引き続き一体的に支援をしていきます。

〔目標指標〕

- ・東京都の補助事業を活用した市内事業者の操業継続に向けた支援の推進
- ・都市型産業誘致条例の PR を強化し、市内への優良企業の誘致を推進

達成状況

ものづくり産業等の集積・強化事業については、東京都の支援制度の活用を図りながら、①事業継続のための改修工事や移転に伴う費用を支援する「ものづくり企業立地継続助成金」を活用した防音工事を 2 社、移転を 1 社が行い、②工場等の工業系用途地域への移転に係る建設費用の一部を支援する「ものづくり産業集積促進事業助成金」を活用した市内移転を 1 社が行いました。次年度の工場移転に向けた相談も 1 社あり、引き続き市内事業者への支援を行います。

また、都市型産業誘致条例に基づき、既に指定している 2 事業者（4 件）への支援を行いましたが、新規の指定はなかったことから、今後一層の周知を図ります。

ものづくりを核としたコミュニティづくりのためのスペースである「ファブスペースみたか」の機器の整備や「Fab コンテスト」を実施し、ミタカフェ運営とあわせて、新しい働き方を模索する創業希望者や SOHO 事業者等への支援を行いました。今後はさらに周知を図っていきます。そのほか、市民一人ひとりのライフステージに応じた働き方の実現への支援を通じて、市民・事業者向けのワークショップを実施するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進を図りました。

市が所有する日本無線株式会社三鷹製作所の跡地活用については、関係部署と協議するとともに、三鷹商工会工業部会会員に対して移転に関する意向調査等を実施し、今後の跡地利用の方向

性を検討するための資料として活用します。

5 環境センター跡地の利活用の検討（ごみ対策課）

〔当初計画〕

循環型社会形成推進交付金対象施設については施設概要を確定し、地域計画の改定を行います。それ以外の環境センターの跡地の利活用については、平成 27 年度に設置した「環境センター跡地利活用検討推進チーム」において、具体的な利活用方法について継続して検討を行うとともに、地元関係者などの意見を聞きながら方針を決定します。

旧施設については解体設計を行うとともに、土壌汚染対策法、東京都環境確保条例に基づく土壌調査を行います。

〔目標指標〕

- ・ 交付金対象施設の概要を決定し、地域計画を改定
- ・ 交付金対象施設以外の環境センター跡地について、利活用方針を決定
- ・ 土壌調査及び旧施設解体・土壌対策設計

達成状況

「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づき土壌調査を実施し、土壌環境基準を超過している区画があることが判明しました。

このため、旧施設解体・土壌対策設計については、土壌調査結果や人件費、資材費の高騰などによる受注環境の変化などを踏まえたさまざまな検討内容を反映するとともに、解体・土壌改良を延期し敷地の裸地部分のアスファルト被覆工事等に係る設計を行うなど、当初の設計内容から一部変更が生じました。そのため、平成 29 年 6 月まで契約期間を延長して実施することとしました。また、土壌環境基準を超過している区画の一部の土壌に対して暫定的な飛散防止措置として表層をシートで被覆しました。

当面の暫定利用の方法や地域計画の改定や交付金対象施設を含めた将来の跡地利活用の方針については、庁内の検討チームである「環境センター跡地利活用検討推進チーム」において引き続き総合的に検討を行っていきます。

6 山本有三記念館改修工事に向けた詳細調査・設計の実施（コミュニティ文化課）

〔当初計画〕

平成 29 年 4 月からスポーツと文化部芸術文化課

平成 8 年に開館した山本有三記念館は、平成 28 年度に築後 90 年を迎えるものと推定され、煙突外壁レンガが剥落するなど、施設の老朽化が進んでいます。そこで、来館者の安全を確保するとともに市の重要な有形文化財として末永く保存活用を図っていくため、平成 27 年度に実施した建物の構造や損傷度等に係る基礎調査の結果を基に、改修工事に向けた詳細調査及び実施設計を実施します。

〔目標指標〕

- ・ 詳細調査、実施設計の実施

達成状況

平成 28 年 7 月に競争入札により詳細調査及び実施設計を行う業者を協同組合伝統技法研究会に決定し、ボーリング調査、コンクリートのコア抜き検査等の詳細調査と実施設計を完了しました。詳細調査及び実施設計の実施にあたっては、来館者や近隣住民に支障がないよう、設計業者・

三鷹市・山本有三記念館（三鷹市スポーツと文化財団）の三者が密に連携を図りながら当該事業を進めました。

なお、当該改修工事の実施にあたっては、文化財保護審議会への改修内容の説明を経て、現状変更の許可を得ました。平成 29 年度は、詳細調査及び実施設計に基づき改修工事を実施します。

7 太宰治寄託資料の特別公開など文学のまちづくりの推進（コミュニティ文化課）

〔当初計画〕

平成 29 年 4 月からスポーツと文化部芸術文化課

平成 27 年度に引き続き、太宰治の遺族（津島家）から寄託された重要資料について、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働により展示会を開催するとともに、太宰の描いた貴重な絵画をテーマにした講演会を実施します。

また、都立井の頭恩賜公園の 100 周年事業と連携し、新たに文学展示室等の設置について検討を行います。

〔目標指標〕

- ・展示会及び講演会の実施、文学展示室等の設置検討による、「文化の薫り高い三鷹」を目指した芸術・文化のまちづくりの推進

達成状況

「津島家寄託 太宰治資料展Ⅱ～師、友 そして「饗応婦人」～」を平成 28 年 6 月 11 日～7 月 3 日に三鷹市美術ギャラリーにて開催しました（来場者 2,585 人）。

また、太宰治文学サロンと三鷹ネットワーク大学との共催で講演会「太宰治は絵描きだったのか!？」を平成 28 年 6 月 25 日に三鷹ネットワーク大学にて講師に美術評論家の勅使河原純氏をお招きして実施しました（来場者 91 人）。

三鷹市立太宰治文学館（仮称）及び三鷹市立吉村昭書斎（仮称）の整備については、12 月に補正予算を組み、平成 29 年 2 月からは検討会議を 3 回開催するなど、事業全体のあり方・方針などについて、ご遺族のお考えや助言者からのご意見を伺いながら、基本プラン作成に向けた協議を進めました。

8 「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた事業の実施及び研究の推進（環境政策課）

〔当初計画〕

平成 24 年度にサステナブル都市政策検討チームを設置し「サステナブル都市三鷹」の実現に向けサステナブル政策事業の検討と研究を行い、平成 25 年度は「エコタウン開発奨励制度」、平成 26 年度は「市民の防災意識向上のための備蓄食料品の有効活用事業」、平成 27 年度は「まちなかグリーンベルト創出事業」「スマートコミュニティ推進のためのサイクルシェア事業」「再生可能エネルギー導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業」の 5 つを事業化しました。

平成 28 年度は、平成 27 年度からの継続検討事業の「市民協働型グローバル観光化推進事業」の事業化を含めた検討と「三鷹市における次世代エネルギーの活用に向けた政策研究」における次世代エネルギーの具体的な活用方法についてさらなる研究を進めます。新たなサステナブル政策事業については、サステナブル都市政策検討チームからの提案を受け検討を進めます。

平成 27 年度に見直しを行った「新エコタウン開発奨励制度」の PR を積極的に行い、エコ住宅の建設を誘導し、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用と良好な景観を創出する高環境なまちづくりを進め、サステナブル都市の実現を目指します。

[目標指標]

- ・サステナブル政策事業の検討
- ・新エコタウン開発奨励制度の推進による、持続可能な都市の推進

達成状況

サステナブル都市政策検討チームを再編し、各ワーキングチームにおいてサステナブル政策事業の検討を行いました。平成 27 年度からの継続検討事業として①「市民協働型グローバル観光化推進事業」、②「三鷹市における次世代エネルギーの活用に向けた政策研究」の検討を行い、報告書にまとめました。現状分析、課題の把握、施策の方向性の整理など、一定の取りまとめが行われたことから、チームとしての研究・検討は終了し、次年度以降、主管課等で事業化に向け、研究・検討を継続していきます。また、これまでに事業化（推進中を含む）した 5 つの事業について検証を行いました。

平成 27 年度に見直しを行った「新エコタウン開発奨励制度」は、積極的に PR を行いましたが、制度の対象となる大規模な開発事業がありませんでした。本事業は平成 28 年度までのサンセット事業であり、旧制度を含め一定の成果をあげたことから、事業を終了します。今後、環境基金等を活用しながら高環境・高福祉のまちづくりに一層取り組みます。

9 衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討（ごみ対策課）

[当初計画]

家屋や敷地内にごみ等をため込み、悪臭や害虫を発生させるなど、近隣住民の生活環境に大きな影響を及ぼすため社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」解消のためには、多様な側面からの検討が必要です。福祉・保健・医療も包含した総合力のある組織体制が必要であることから、部課長による庁内対策会議を設置し、対応する部署を調整するとともに、居住者への経済的支援策等の検討を行います。また、庁内対策会議の決定を受け、各ごみ屋敷の案件ごとにカンファレンス（関係部署が役割を分担し、適切なサービスの提供及び指導を行うための会議）による対応を行います。

[目標指標]

- ・ごみ屋敷の案件ごとの対応による、衛生的な家屋管理の促進

達成状況

ごみ屋敷の解消に向けては、衛生的な家屋管理等に向けた庁内対策会議を新たに設置し、ごみ屋敷の現状確認を行い、対応等を検討しました。各事案については、関係各課の担当者によるカンファレンスを行い、当事者支援をもとにごみ屋敷解消策に向けた協議を通して対応を図りました。その結果、居住者との話し合いを継続する中で、週 2 回の特別ごみ収集を 2 か月実施し、ごみ屋敷を 1 件解決するとともに、解決に向けた折衝を 1 件開始しました。

課題としては、当事者支援をもとに対応策を検討していますが、当事者が各種支援対象者でない場合（生活保護世帯や障がい者等の減免対象となる方など）や支援を受けることを拒むケース等において、解決までに時間がかかっているケースが複数存在しているため、さらなる検討や調整が必要となっています。

10 井口コミュニティ・センター耐震補強の実施（コミュニティ文化課）

[当初計画]

全国に先駆けて整備されてきたコミュニティ・センターは、コミュニティ活動の拠点であると同

時に、災害時の避難所や地域の防災活動の重要な拠点ともなっています。このうち、新耐震基準導入以前に建設された井口コミュニティ・センター（昭和 54 年築）について、平成 27 年度に実施した耐震診断及びその結果を踏まえた設計に基づき、本館の一部と体育館の耐震補強工事を実施することで災害に強いまちづくりを推進します。

〔目標指標〕

- ・耐震補強工事の実施による、来館者の安全確保

達成状況
<p>前年度に引き続き国の補助金（社会資本整備総合交付金）を活用し、耐震補強工事を平成 29 年 2 月に完了しました。</p> <p>なお、工事実施にあたり、三鷹市西部地区住民協議会、都市整備部公共施設課及び工事請負業者と綿密な連携を図ることで、トラブルもなく概ね当初の計画どおりの工期で工事が完了しています。また、本件工事の完了により、市内 7 つのコミュニティ・センターの耐震補強がすべて完了しましたので、今後も適宜必要な修繕を重ね、災害に強いまちづくりを推進していきます。</p>

11 買物環境の整備（生活経済課）

〔当初計画〕

買物支援モデル事業を引き続き実施します。実施に際しては、市や関係団体で構成した買物支援事業本部の支援の下、公募等によって選定された協議会（商店会単位）が各地域の特性にあわせて検討した事業を行います。また、商店主が地域の住民に自らの技術や知識などを講義し、地元の消費者との密接した関係を築く事業などを検討します。

〔目標指標〕

- ・買物環境の整備を通じた、地域商店会の活性化と消費者の利便性の向上

達成状況
<p>各協議会が実施する朝市や宅配サービス情報を掲載したパンフレットの製作等を支援しました。新たな取り組みとしては、本部事業として井の頭地域への宅配サービスを行う店舗情報を掲載した冊子を発行し、店舗の認知度アップと消費者の利便性向上を図りました。また、各協議会を集めて意見交換会を実施し、成功事例の発表や、現状の改善点などを話し合い情報連携と課題の共有化を図りました。</p> <p>商店主が地域の住民に自らの技術や知識などを講義し地元の消費者との密接した関係を築く事業については、三鷹市商店会連合会が講師を招いてまちゼミ講習会を開催するなど、事業実施方法などの検討を行っているため、買物支援事業本部としての連携可能性について検討していきます。次年度以降も引き続き各協議会と連携した事業を進めるとともに、庁内の福祉部局、地域団体、事業者等とも連携し、地区特性に応じた買物環境の整備を推進します。</p>

5 健康福祉部

健康福祉部の「運営方針と目標」の達成状況

健康福祉部長 濱仲 純子

健康福祉部調整担当部長 小嶋 義晃

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇高福祉のまちづくりを推進するため、市民・事業者・関係機関等との協働により、地域ケアネットワーク推進事業をはじめとする共助のまちづくりを推進するとともに、福祉・保健・医療施策の充実を図ります。

◇「高齢者計画・第六期介護保険事業計画」に基づき高齢者施策の推進と介護保険事業の適切な運営を図るとともに、「障がい福祉計画（第4期）」に基づく障がい者（児）施策を推進します。

◇生活保護制度の適切な運用を図るとともに、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援施策を推進し、セーフティネットを構築します。

◇健康長寿のまちづくりを目指し、健康診査・検診の充実を図るとともに、市民の健康づくりと介護予防・保健事業を推進します。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の5課と北野ハピネスセンターで構成され、福祉・保健・医療施策の総合的な推進を図るため、①健康福祉施策の企画調整、②地域ケアの推進と地域福祉の人財養成、③高齢者及び障がい者への福祉サービスの提供と介護保険事業の運営、④生活保護法に基づく援護等、⑤健康づくりと保健事業、⑥心身障がい者（児）の相談・療育・訓練などの業務を行っています。

2 部の経営資源

職員数

健康福祉部職員 149 人

職員比率（正規職員）健康福祉部 149 人／市職員 999 人 職員比率 約 14.9%

予算規模

平成 28 年度健康福祉部予算額

一般会計 15,819,865,000 円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 14,310,531,000 円

国民健康保険事業特別会計 199,738,000 円

介護サービス事業特別会計 1,087,118,000 円

介護保険事業特別会計 11,906,052,000 円

後期高齢者医療特別会計 113,974,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」及び各個別計画に基づく健康・福祉施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等との協働で策定した「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」及び「高齢者計画・第六期介護保険事業計画」、「障がい福祉計画（第4期）」等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、ライフステージのさまざまな場面での困難に対応できる福祉・保健・医療の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などすべての市民が地域で安心して心豊かに生活できる環境とサービスを整備します。

◇市民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、支援が必要な高齢者、障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の充実・発展に努めます。事業の実施にあたっては、見守りネットワーク事業、災害時避難行動要支援者支援事業、認知症にやさしいまち三鷹への取り組みなど、地域での支え合いを核とした事業との連携を図り、重層的に取り組むことで「コミュニティ創生」を進めます。さらに、傾聴ボランティア活動の支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター等の養成など地域福祉を担う人財の育成を進めます。

◇障がい者(児)・高齢者福祉施策の充実

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまち」の実現を目指し、「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」に位置づけた主要・推進事業を中心に、三鷹市地域自立支援協議会や関係部局との一層の連携・協働により、施策の計画的な推進を図ります。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、「高齢者計画・第六期介護保険事業計画」の計画的な推進を図るとともに、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域づくりや多職種による医療と介護の連携など、関係機関・関係団体等との協働により施策の推進を図ります。

◇セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージのさまざまな場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図ります。生活保護制度の適正な運用や生活困窮者自立支援事業の充実とともに、見守りネットワーク事業等の展開により、セーフティーネット機能のより一層の充実を図ります。

◇各種検診及び予防接種事業の拡充、健康づくり・介護予防事業の充実

がんの早期発見、早期治療に向け、がん予防施策の一層の強化や、がん検診の質の向上、受診率向上等、がん予防に向けた取り組みを受益と負担の適正化を図りながら推進します。予防接種については、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、国の補助事業等を活用しながら接種費用への助成を行い、接種率の向上を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりを目指す健康増進事業を、特定健診・保健指導事業、後期高齢者健診との連携を強化する中で、一層の充実を図ります。

◇三鷹中央防災公園・元気創造プラザに集約される保健・福祉施設の機能の充実

福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センターの保健・福祉施設が三鷹中央防災公園・元気創造プラザに整備されることに伴い、同施設内に整備されるほかの施設とも有機的に連携し、市民ニーズにあった多様なサービスが効果的に提供できるよう準備を進めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 出産・子育て応援事業の実施（健康推進課）

[当初計画]

安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援に取り組みます。母親の心身の健康や育児に関するさまざまな悩みに対応するため、妊婦全員を対象に保健師等専門職による面接（ゆりかご面接）を実施します。妊婦の不安を軽減するとともに、産後うつや虐待等の問題を発生させないように必要な支援につなげます。

なお、面接を終えた妊婦には、子育て世代を応援するために「こども商品券」（1人10,000円分）を贈呈します。

[目標指標]

- ・妊婦の全数面接の実施
- ・面接後も市民が気兼ねなく相談できる体制の整備

達成状況

妊婦の全員面接を目標として取り組みました。平成28年度は、前年度（平成27年度）中に妊娠届を出した方等を含め1,303人（平成27年度及び転入者356人、平成28年度947人）の妊婦と面接を行いました。

ゆりかご面接をきっかけに、気軽に保健師等の専門職につながるできるようになったことから、妊婦からの電話相談延べ件数も5.4倍（平成27年度99件、平成28年度532件）に増えました。

ゆりかご面接の後、何らかのフォローを保健師が行った件数は92件で、うち27件は特定妊婦（特に支援が必要な妊婦）として関係機関と連携してフォローするなど、支援の必要な妊婦を早期に把握することができるようになり、安全安心な出産に向け、関係機関と連携して個々の事情に添った支援を妊娠期から行えるようになりました。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療と介護の連携の推進（高齢者支援課）

[当初計画]

平成26年度に策定した「第六期介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の円滑な運営を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

「在宅医療・介護連携推進事業」では、高齢者に係わる在宅医療・介護の連携を推進するため、

地域の医療・介護資源の把握や在宅医療・介護連携推進協議会の設立等、多職種連携に積極的に取り組みます。また、認知症にやさしいまち三鷹の推進のため、認知症に対する市民啓発や、早期発見・早期診断体制の整備、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示す認知症ケアパスの作成など「認知症対策推進事業」に取り組みます。

〔目標指標〕

- ・在宅医療・介護連携推進協議会の設立
- ・地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等との連携による認知症に対する意識啓発、早期発見・早期診断体制の整備
- ・認知症ケアパスによる情報提供体制の整備

達成状況

平成 28 年 5 月 25 日に、「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を設立し、協議会の下に 2 つの検討部会を設けて課題検討に取り組みました。協議会での検討を踏まえ、10 月には市民啓発イベント「在宅医療・介護連携フォーラム」を開催するとともに、3 月には市民向け啓発パンフレット「わが家・三鷹で暮らし続けるために」及び「わたしの覚え書きノート」を発行し、市民への普及啓発に努めました。

「認知症にやさしいまち三鷹」の取り組みでは、市民向け啓発イベントを平成 28 年 10 月 29 日に開催したところ、125 人の市民が参加しました。三鷹市で初めて作成した「認知症ガイドブック（ケアパス）」を配布して内容を紹介するとともに、医師会をはじめとした市内の医療・介護の事業所等にも活用していただけるよう周知を図りました。

認知症の早期発見・早期診断への取り組みとして、杏林大学医学部付属病院・認知症疾患医療センターとの協定に基づく「認知症アウトリーチチーム派遣事業」では、実績は 1 件ですが、平成 29 年度も継続して対応し、診断に繋げることができました。

3 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施（高齢者支援課）

〔当初計画〕

平成 28 年度から開始する「介護予防・日常生活支援総合事業」では、要支援者に対する訪問介護・通所介護サービスの円滑な総合事業への移行や、高齢者の居宅において自立支援を目的とした掃除、調理等の日常生活上の支援（身体介護は除く）を行う「みたかふれあい支援員」によるサービスなど市独自基準のサービスの提供を行うとともに、効果的な介護予防事業を実施します。また、地域で高齢者の生活を支えるため、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を目的として、地域においてコーディネート機能（主に地域資源の開発やネットワークの構築）を果たす「生活支援コーディネーター」を全市に配置し、生活支援サービスの整備を目指します。

〔目標指標〕

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施（平成 28 年 4 月 1 日）
- ・「みたかふれあい支援員」の養成
- ・「生活支援コーディネーター」の全市展開（7 地域）

達成状況

三鷹市での介護予防・日常生活支援総合事業について、当初予定どおり平成 28 年 4 月 1 日から開始しました。日常生活支援総合事業のサービスのうち、三鷹市独自の基準に基づく訪問型サービスの担い手となる「みたかふれあい支援員」については、6 月と 10 月に各 3 日間の講座を開催

し、計 55 人を養成しました。

生活支援体制整備事業については、市内全 7 地区（日常生活圏域）に計 14 人の生活支援コーディネーターの配置を完了し、高齢者を地域で支えるための地域資源の発掘や環境づくりに取り組んでいます。

4 子ども発達支援センターの開設準備（三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた取り組み）（北野ハピネスセンター）

〔当初計画〕

子ども発達支援センターの開設に向け、総合保健センターと連携して進めているワンストップサービスに向けた「早期発達支援システム（早期に効果的な育児支援や専門支援につなげる仕組み）」の構築を引き続き進めるとともに市民への周知を図ります。また、昨年度実施した市内幼稚園等に在籍している発達に課題のある子どもを対象とした併用通園について、その評価と検証を行ったうえで、本年度も子ども育成課や幼稚園等の協力のもと、試行的に実施します。

〔目標指標〕

- ・子ども発達支援センターの開設に向けた、早期発達支援システムの構築の推進
- ・併用通園の試行的な実施

達成状況

総合保健センターと連携して進めている早期発達支援システムの構築については、早い段階から「育児支援」、「専門支援」が行える環境整備を図るとともに、利用者向けのリーフレットを作成し、市民への周知を進めました。また、平成 27 年度に引き続き試行的に実施した併用通園では、幼稚園・保育園に在園している発達に課題のある子ども（5 人）に対し、くるみ幼児園での療育の提供をとおして、子どもの意欲の向上につながることができました。

5 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展（地域福祉課）

〔当初計画〕

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりを目指し、7 か所の地域ケアネットワーク（井の頭、新川中原、にしみたか、東部、連雀、三鷹駅周辺、大沢）の活動の充実と発展に向けた支援を継続し、事業の周知を図るとともに、サロンや多世代交流等のさらなる事業展開の方策について関係団体と協議・検討します。

福祉人財の養成と活動支援については、地域福祉ファシリテーターの養成をはじめ、傾聴ボランティアの研修など、関係機関等と連携した活動支援の充実を図ります。

〔目標指標〕

- ・各ケアネットワークの活動の充実と発展に向けた支援の継続及び事業の周知の推進
- ・さらなる事業展開の方策について関係団体との協議・検討

達成状況

7 か所の地域ケアネットワークの充実と発展に向けた活動支援を継続することにより、各ケアネットワークがそれぞれの地域の実情に即した活動を展開することができました。また、代表者会議で意見交換を行い、今後の事業展開に向けて、「担い手力の向上」についての合同学習会を実施しました。さらに、広報紙「ケアネット特集号」の発行により、各ケアネットの取り組みや災害時避難行動要支援者支援事業、見守りネットワーク事業、地域活動・ボランティア活動などを広く PR

することで、共助のまちづくりを進めるための周知を図りました。

福祉人財の育成については、地域福祉ファシリテーター養成講座やフォローアップ研修、地域福祉人財養成基礎講座などを関係機関と連携して実施し、新たな担い手の発掘とスキルアップを図りました。

6 障がい者（児）の相談支援の充実及び障がい者差別解消に向けた取り組み（障がい者支援課）

〔当初計画〕

平成 28 年度 4 月に地域の相談支援の拠点として設置した基幹相談支援センターにおいて、高次脳機能障がい、発達障がい（者）、困難ケースへの対応等に対する総合相談・専門相談を実施するとともに、相談支援事業者の支援・育成、地域移行支援・地域定着支援、権利擁護・虐待防止、地域の関係機関のネットワーク化等にも取り組みます。

また、平成 27 年度に策定した「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」に基づき、引き続き職員研修（係長職以上）を実施するとともに、差別的取扱いや合理的配慮の事例などを盛り込んだ職員ハンドブックを作成し、法の趣旨・理念の周知徹底を図ります。また、商工会等とも連携し、各府省庁が策定している指針の事業者向けの趣旨普及に係る取り組みを進めます。

〔目標指標〕

- ・ 基幹相談支援センターを中心とした指定特定相談支援事業者、病院、自立支援協議会等、関係機関との連携及び相談支援体制の強化・充実
- ・ 障がい者差別解消に向けた総務部との連携による研修実施や職員ハンドブックの作成

達成状況

高次脳機能障がいに係る専門相談に対応するため、関係機関連絡会を立ち上げるなど地域との連携を強化しました。指定特定相談支援事業者連絡会では事例検討や研修会を開催し、事業者の資質向上に努めました。

地域移行・地域定着支援については、基幹相談支援センター職員が、近隣 20 か所以上の精神科病院を訪問し、事業の周知に努めるとともに、医療機関の研修会にも講師として参加し、事業内容の理解の浸透を図りました。また、地域とのネットワーク構築のため、精神障がい者地域移行関係者連絡会、都の保健師との事例検討会も新たに開催しました。

障がい者差別解消の取り組みとしては、手話通訳者を障がい者支援課に配置するなど環境整備に努めたほか、係長職を対象とした研修を実施し、制度の理解促進を図りました。また、職員の対応力向上に資するため、9月に実施した「障がい者等実態調査」において収集した合理的配慮等の事例を盛り込んだ「三鷹市障害者差別解消法職員ハンドブック」を作成しました。

7 介護施設の整備等に向けた取り組み（高齢者支援課）

〔当初計画〕

高齢者の住まいの安定的な確保のため、「健康福祉総合計画 2022(第 1 次改定)」、「第六期介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう特別養護老人ホームの整備に向けた誘致等に取り組むほか、認知症高齢者グループホームの整備に着手します。

〔目標指標〕

- ・ 特別養護老人ホーム誘致の推進

- ・認知症高齢者グループホーム整備の着手

達成状況

特別養護老人ホームについては、大沢地区と井口地区において誘致が進み、平成 31 年度から 32 年度にかけて、それぞれ開設される予定となりました。

認知症高齢者グループホームについては 5 月に公募を行い、事業者選定の結果、看護小規模多機能型居宅介護等も併設した事業所として、中原地区に建設される予定となりました。平成 28 年度整備分の補助金の交付など、平成 29 年度中の開設に向けた支援を行いました。

8 生活保護制度の適切な運用と生活困窮者自立支援事業の推進（生活福祉課）

〔当初計画〕

生活保護受給者の自立へ向けた支援を総合的、組織的に実施するため、自立支援プログラムに基づき、重層的な就労支援、健康管理支援、金銭管理支援に取り組むなど、社会生活及び日常生活の自立支援の充実を図ります。また就労による自立を目的とした就労自立給付金の支給を行うとともに、年金・資産等調査の強化を図るなど不正・不適正受給対策の強化や医療扶助の適正化により、一層の適正な制度運用に努めます。

生活困窮者自立支援事業については、引き続き丁寧な自立支援相談を行うとともに、相談・支援員の資質向上を図るための研修機会等を確保します。また、生活困窮者の抱える複雑な問題に対応するため、訪問や同行支援など適切なアウトリーチを行うとともに、公的支援だけでなく、多様な民間の支援（社会資源）を開拓するなど事業の充実を図ります。

〔目標指標〕

- ・就労自立支援プログラムによる新規就労者数 90 人（うち、就労自立による生活保護廃止世帯数 30 世帯）
- ・生活困窮者自立相談受付数 360 件、支援件数 120 件

達成状況

生活保護の就労支援プログラム実施による新規就労実現者数は 58 人（前年度 96 人）で、このうち、就労自立による保護廃止者数は 28 人（前年度 41 人）となり、経済的自立を促進することができました。なお、廃止に当たっては、必要に応じて「生活・就労支援窓口」を案内し、安定した生活が継続して送れるよう、切れ目のない支援に取り組みました。また、就労自立給付金については、23 件（前年度 22 件）の実績がありました。

年金・資産等調査については、担当の自立支援員を 1 名から 2 名に増やし、調査体制を強化するとともに、地区担当員の長期未訪問の解消を図り、課税調査及び収入申告の徹底を図ることで、不正・不適正受給の防止に努めました。

生活困窮者自立支援制度については、新規相談件数は 371 件（前年度 366 件）で、うちプラン作成件数は 129 件（前年度 109 件）となり、生活保護に至る前の段階から積極的な支援を行うことができました。今後も相談者に寄り添った支援を行っていくとともに、関係機関とのより一層の連携を図っていきます。

9 がん検診等の充実（健康推進課）

[当初計画]

特定健康診査及び後期高齢者健康診査等の上乗せ健診並びに若年・一般健康診査において実施していた便潜血検査1回法を見直し、大腸がん検診（便潜血検査2回法）として、受益者負担を限りながら拡充して実施します。

そのほかのがん検診等各種検診事業については、より効果的な検診の実施と受診率の向上を目指し、引き続き、受益と負担の適正化も限りながら、三鷹市医師会等と協働してその充実に努めます。

[目標指標]

- ・大腸がん検診を含む各種検診事業の円滑・着実な実施
- ・今後の検診内容を三鷹市医師会等と検討

達成状況

大腸がん検診については、特定健康診査の上乗せ健診等における便潜血検査について、1回法から2回法に見直し、国の基準による大腸がん検診として位置付け実施しました。これにより、大腸がん検診の受診者数は前年度実績の1,323人から21,781人と大幅に増加し、受診率を大きく向上させることができました。

また、市と三鷹市医師会で構成する「健康診査等のあり方検討委員会」では、より効果的な検診について協議を進め、平成29年度から、「前立腺がん検診」を市の事業として導入し、検診のさらなる充実を図ることとしました。

10 北野ハピネスセンター成人部門の効果的な運営（北野ハピネスセンター）

[当初計画]

北野ハピネスセンター成人部門の生活介護等については、引き続き、委託先である社会福祉法人与緊密な連携を図りながら、重度化への対応や医療的ケアの充実など、その専門性を生かした効果的な運営に努めます。

くろみ幼稚園を含む幼児部門の三鷹中央防災公園・元気創造プラザへの移転後の施設については、その有効活用と一層の効果的な事業実施を図るため、施設の耐震補強工事と生活介護事業拡充のための施設改修工事に向けた実施設計を行います。また、施設の管理運営については、一層の効果的・効率的な運営が図られるよう、指定管理者制度の検討を進めます。

[目標指標]

- ・成人部門の円滑かつ効果的な運営
- ・幼児部門移転後スペースの有効活用の検討

達成状況

幼児部門の移転後の北野ハピネスセンターについて、平成29年度の大規模改修工事に向け、公共施設課と連携して基本設計・実施設計を行いました。また、成人部門の運営については、委託先の社会福祉法人与連携して、引き続きその専門性を活かした支援を行うなど、サービスの質の向上に努めました。なお、指定管理制度の導入については、平成29年度予算に債務負担行為を計上するなど、平成30年度からの導入に向けて準備を進めました。

子ども政策部の「運営方針と目標」の達成状況

子ども政策部長 宮崎 望
子ども政策部調整担当部長 和泉 敦

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもたちの健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりを目指します。

そのために、「三鷹子ども憲章」、「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現に向けて、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体や NPO 法人との連携を推進し、子育て支援施策の推進と充実を図ります。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携・協力を行い、「仕事と家庭生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童手当・その他児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成、⑧児童虐待防止等要保護児童対策などの業務を行っています。

2 部の経営資源

職員数

子ども政策部職員 208 人

職員比率（正規職員）子ども政策部 208 人／市職員 999 人 職員比率 約 20.9%

予算規模

平成 28 年度子ども政策部予算額

一般会計 11,385,126,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇「子育て支援ビジョン」及び「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」及び「健康福祉総合計画2022（第1次改定）」に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと、子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けて環境の整備を行い、「子育て支援ビジョン」に掲げられている課題に取り組みます。そのために、「子ども・子育て会議」において、計画の進行管理や評価・検証を行うとともに、関係機関と連携を図り子ども・子育て支援施策を推進します。

◇地域における在宅子育て支援の充実

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動やさまざまな支援の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。そのほか、今年度は、健康福祉部が開始した「出産・子育て応援事業」と連携して、国が全国展開を目指す「子育て世代包括支援センター」機能を確保するため、三鷹市子ども家庭支援ネットワークを中心に、平成29年4月の「子ども発達支援センター」内地域子育て支援拠点の開設準備に取り組んでいきます。

◇保育園待機児童の解消と保育サービスの充実に向けた取り組みの推進

保育園待機児童を解消する保育施設整備については、ニーズ調査の結果を踏まえ、民間認可保育所や認証保育所等の民間事業者による保育所開設支援や公立保育園における保育定員弾力運用など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立が可能となるよう支援の充実を図ります。

◇ひとり親家庭自立支援事業等の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、女性の生活支援の観点からDV被害者についても関係機関と連携して支援します。

◇青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、「児童青少年健全育成活動の基本方針」に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、教育委員会、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っているNPO法人等との連携や協働による取り組みを推進します。さらに、多世代交流センター（仮称）の平成29年4月開設に向けて、施設の在り方や管理運営方法を検討し、開設準備を進めます。

◇学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後の居場所づくりの充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、「子どもコミュニティ推進計画」に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めます。

また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携の充実を図ります。さらに、学童保育所の入所希望者が増加していることを踏まえ、通所児童の安全確保を第一として、施設整備への着手や運営方法の検討を行い、待機児童解消に向けた取り組みを進めます。

◇各種手当や医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童手当・その他児童に係る各種手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

◇災害に強い児童施設等の整備による子育て環境の充実

耐震化の推進等災害に強い児童施設等の整備に向けて、子育て支援施設等の統合・再配置を含め、複数の施設の複合化に向けた取り組みを進めるとともに、保育施設、児童施設等の災害時における危機管理マニュアル等に基づいて訓練を行うなど、災害に強い子育て環境の整備を進めます。また、引き続き保育施設における食の安全確保にも努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 子ども・子育て支援新制度、「子ども・子育て支援事業計画」等の着実な推進

（児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課）

[当初計画]

「子育て支援ビジョン」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。

また、庁内連絡会議等を活用しながら、「子ども・子育て会議」において目標事業量の達成状況を公表・評価・検証し、会議での委員からの意見を踏まえ、PDCA サイクルを充実させた子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

[目標指標]

- ・子ども・子育て会議での目標事業量の達成状況の公表・評価・検証の実施及び進行管理の着実な実施
- ・施設型給付や地域型保育事業等の一層の円滑な施行の推進

達成状況

「子ども・子育て会議」を4回開催し、子ども・子育て支援施策主要事業について評価・検証を行いました。また、市の子ども・子育てに係る新たな取り組みや新設予定保育施設についての意見聴取を行うなど、幅広く調査・審議を行い、委員からの意見を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画等の着実な推進を図りました。

施設型給付や地域型保育事業等の施行については、国や都の動向を踏まえ、円滑かつ適正に施

行の推進をすることができました。

2 多世代交流センター（仮称）の開設に向けた準備（児童青少年課）

〔当初計画〕

東・西児童館の活用について、施設の在り方や管理運営方法を検討し、乳幼児・小学生・中高生世代に加え、若者・社会人・乳幼児の保護者、さらには、高齢者を含めたそれぞれの世代が生き生きと活動を展開する中で、世代間の交流や見守りが生まれる空間となるような多世代交流センター（仮称）の開設準備を進めます。

開設準備に当たっては、平成 29 年 4 月の開設に向けて、庁内検討チームを活用しながら基本的な方向性を確立し、施設の機能強化を目指した施設改修工事に向けて準備や調査を実施します。

また、西児童館において開館時間の延長を行い、中高生の居場所づくりのモデル事業を実施するとともに、その効果の検証を行います。

〔目標指標〕

- ・東・西児童館を対象とした、多世代の交流が活性化される「多世代交流センター（仮称）」の開設準備

達成状況

西児童館において、毎週木曜日に午後 7 時までの開館時間の延長を行い、「ユースタイムセブン」として中高生の居場所づくりのモデル事業実施を行い、平成 29 年度の東・西多世代交流センターでの実施に向けての検証を進めました。

また、東西児童館やむらさき子どもひろば等の子どもの居場所づくりのあり方を考えるパネルディスカッションを 2 月に実施し、多世代交流センターの基本コンセプトについて市民、関係団体等への周知を図るとともに、あり方に関するご意見を広く聴く場を設けました。また、市職員による多世代交流施設の先進事例などの視察を実施し、「多世代交流センター改修基本プラン」の作成に取り組みました。

3 在宅子育て支援・子ども子育て利用者支援事業の推進・拡充（子ども育成課、児童青少年課）

〔当初計画〕

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、人形劇等のイベントの開催や、昨年度更新した屋外遊具を活用した園庭開放の実施、児童館では移動動物園やミニコンサートの開催など、地域の方に向けたプログラムの充実を図ります。また、子ども家庭支援センターすくすくひろばにおける各種育児講座・育児相談等の実施や子育て支援活動を行っている NPO 法人との連携などにより、在宅子育て支援を推進します。

新制度の「利用者支援事業」については、西児童館において新たに子育てコーディネーター等の相談員を配置するなど、今まで行ってきた内容をさらに充実させ、「相談支援」「地域支援」「情報提供」の 3 つの柱で子育て家庭の支援を展開します。

さらに、国が制度化した「子育て支援員」制度の活用やファミリー・サポート・センター事業による子育てサポートリーダーの育成などにより、地域における子育て支援の人財育成に努め、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

〔目標指標〕

- ・親子ひろばや各種育児講座の参加者数増加
- ・利用者支援等の事業展開の検討・準備

達成状況

親子ひろば事業の利用者及び各種育児講座の参加者数は、概ね前年度以上の実績となりました。育児講座では、常に定員以上の申し込みがあり、在宅子育て支援の一層の充実が求められています。また、妊娠期からの切れ目のない支援として、「プレママ・プレパパ散歩」、「育メンスタート講座」などの開催により、これまで支援の届きにくかった対象の方にも支援を向ける機会が増えました。新制度の「利用者支援事業」では、新たに「子育て支援員」の研修を修了した職員の配置や新たな子育てサポーターの養成などを経て、今後の「利用者支援」の活躍の場が広がりました。

4 待機児童解消に向けた私立認可保育園の開設等の支援（子ども育成課）

[当初計画]

待機児童解消に向けて、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年4月から新たに「三鷹どろんこ保育園（99人、0～5歳児）」及び事業者提案による保育園（99人、0～5歳児）の2園の開設に向けた支援を行います。

なお、開設支援に当たっては、国の「保育所等整備交付金」などを活用します。

[目標指標]

- ・私立認可保育園の開設支援 2園

達成状況

私立園の開設支援に当たっては、国交付金を活用するとともに、事業者が建築工事、内装工事、施設長、保育士等の募集を計画的に行うことができるよう支援しました。開設に向けての準備を進め、入所定員についても、三鷹どろんこ保育園99人、グローバルキッズ三鷹園99人の合計198人の定員を拡充しました。当初の予定どおり、平成29年4月に新園が開園します。

5 学童保育所や地域子どもクラブによる子どもの居場所づくり・待機児童解消に向けた検討

(児童青少年課)

[当初計画]

学童保育所の入所希望者が、施設整備による定員増や弾力運用を上回り、待機児童が増加していることから、高山小学区域において、平成29年4月からの入所開始に向けた施設整備を行います。また、待機児童が多く発生している連雀学園地域において、夏季休業中、児童が安全に一日を過ごすことができ、保護者が安心して働くことができるよう、待機児童を対象に学校の教室を活用した「夏休みひろば事業」を実施します。

さらに、学校・学童保育所の規模の適正化検討チームによる児童数の見込みや開発事業状況等も勘案しながら、引き続き、施設整備や定員の見直し等の運営方法の検討を行います。

また、学童保育所とともに、地域子どもクラブやむらさき子どもひろばを含めた居場所づくりや環境づくりの推進を図り、待機児童解消に向けた総合的な取り組みを進めます。

[目標指標]

- ・高山小学区域の施設整備
- ・学童保育所や地域子どもクラブ、むらさき子どもひろばなどの総合的な居場所づくりの推進

達成状況

連雀学園地域の待機児童対策として、「夏休みひろば事業」を実施し、対象児童 64 人に対し、40 人の受入れを行いました。また、四小地域子どもクラブで、夏季休業中の居場所づくりを試行的に行い、「夏休みひろば事業」の児童の活動場所としての機能も果たしました。

さらに、連雀学園学童保育所を平成 29 年 2 月に開設するとともに、高山小学童保育所 C をリース方式で整備し、平成 29 年 3 月に竣工式を実施しました。

6 児童扶養手当の拡充等子どもの貧困対応の推進（子育て支援課）

〔当初計画〕

ひとり親家庭等に支給している児童扶養手当について、平成 28 年度国の制度改正に伴い適切に対応するとともに、8 月の現況届提出に際しては、対象者に対して、より一層の利便性向上を図るため受付事務の改善を進めます。また、今年度運用開始した「母子父子女性福祉資金管理・相談システム」を活用して相談機能の強化を図り、相談内容に応じた子どもの貧困・ひとり親家庭等への経済的支援や自立支援等を推進していきます。

〔目標指標〕

- ・国の制度改正に適切に対応した児童扶養手当の円滑かつ確実な支給
- ・システムの活用による相談内容に応じた子どもの貧困・ひとり親家庭等への経済的支援や自立支援等の推進

達成状況

8 月に児童扶養手当現況届の受付を実施しましたが、集中受付期間の延長や休日受付の実施等受付事務の改善を進め、対象者へのより一層の利便性向上を図りました。

国の制度改正に対応した第 1 子から第 3 子以降までの手当の支給単価の増額等円滑かつ確実な手当の支給を行うとともに、「母子父子女性福祉資金管理・相談システム」を活用した相談機能の強化により、相談内容に応じた子どもの貧困・ひとり親家庭等への経済的支援や自立支援等の一層の推進を図りました。

また、庁内連携の取り組みとして、父母が協議離婚をする際に養育費の分担、面会交流について協議・合意することなどの啓発文書を作成し、10 月から配布するとともに相談事業にも役立てています。

7 児童虐待の防止に向けた相談機能の強化（子ども育成課）

〔当初計画〕

近年の相談・通告件数の増加に適切に対応するため、子ども家庭支援センターのびのびひろばにおいて虐待対策ワーカーを 1 人増員し 3 人体制とします。体制強化を図ることにより、児童虐待に対する組織的対応の実効性を高め、さらなる虐待の発生日防、早期発見・早期対応に取り組みます。

〔目標指標〕

- ・関係機関との連携・信頼関係の強化
- ・相談の充実や虐待の未然予防の推進

達成状況

相談件数は増加傾向にあることから、虐待対策ワーカーを 1 名増員し、虐待対策コーディネーターを統括とした虐待通告からの初動対応や養育支援訪問事業の専門相談など、対応・支援の早

期対応と充実に努めました。また、子ども家庭支援センター相談員の虐待対応スキルを向上させるための研修等に積極的に参加するとともに、子ども家庭支援センター相談員の虐待対応力と関係機関との連携力を高めるため、機関相互の学びあいや密なケース検討を行うことで、さまざまな虐待ケースについて柔軟に対応することができました。

8 保育環境改善事業（保育士等キャリアアップ補助事業等）の実施（子ども育成課）

〔当初計画〕

平成 27 年 8 月に創設された東京都の補助金を活用して、私立保育園等の運営事業者に対して支援を実施し、保育士のキャリアアップを処遇改善につなげるとともに、上乘せ助成により保育サービスの充実を図ります。

また、保育人財の確保・定着を目的とした国の補助金を活用し、保育士用の宿舍の借り上げを行う私立保育園等の運営事業者に対して支援を実施します。

〔目標指標〕

- ・対象施設の保育士等が、保育の専門性を高めながら、やりがいをもって働くことができる支援の実施
- ・私立保育園等が多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じた保育サービスを実施するための環境の整備
- ・保育人財の確保・定着を図るための宿舍借り上げ支援の実施

達成状況

平成 27 年 8 月に創設された東京都の補助金を活用し、私立保育園等の運営事業者に対して支援を実施し、保育士のキャリアアップを処遇改善につなげるとともに、多様な保育ニーズに対応するための保育サービスの向上を図りました。また、不足する保育人財の確保を図るための宿舍借り上げ支援事業については、東京都の緊急対策を活用し、年度途中から対象者及び対象期間を拡充することにより一定の効果をあげました。

7 都市整備部

都市整備部の「運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長 田口 久男
都市整備部調整担当部長 小泉 徹
都市整備部広域まちづくり等担当部長 小出 雅則

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。
- ◇都市計画道路や都市交通環境の整備、緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。
- ◇データベースシステムを活用して、施設保全情報の一元的管理を行うとともに、道路、下水道等を含む公共施設のより総合的かつ計画的な管理を推進し、公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化に努めます。
- ◇下水道施設については、更新とともに広域的な視点からの再構築を目指すこととし、安定した下水道機能の確保、耐震化の向上及び都市型水害対策を促進します。

各課の役割

都市整備部は、都市計画課、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の7課で構成されています。「人間のあすへのまち」の実現を目指し、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画及び住宅政策、②都市計画道路及び再開発、③公共施設の一元管理、④道路、橋梁等及び都市交通、交通安全対策、⑤建築基準行政、⑥下水道、⑦緑化及び公園などを役割分担し、連携しながらその推進及び整備を行っていきます。

2 部の経営資源

職員数

都市整備部職員 122 人

職員比率（正規職員）都市整備部 122 人／市職員 999 人 職員比率 約 12.2%

予算規模

平成 28 年度都市整備部予算額

一般会計 3,539,018,000 円

下水道事業特別会計 2,827,842,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、「緑と水の基本計画 2022（第 1 次改定）」に基づき、大沢の里整備事業をはじめとする拠点整備、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化や整備の促進など、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、ガーデニングフェスタ 2016 の開催、市民参加で取り組む街かど花壇づくり、花と緑の広場の運営等を推進します。さらに、市内に残る都市農地及び緑地等については、「農地の保全に向けた基本方針」等に基づき農地及び緑地等の保全・活用を推進します。土地利用では、大規模敷地の土地利用転換等の把握に努め、適切な時期に用途地域の見直しを行うための検討や地区計画・景観協定の活用を図ります。また、三鷹らしい景観づくりに向けて、平成 28 年 3 月に策定した「三鷹市公共施設景観づくりの手引き」を活用し、公共施設整備を通じて景観づくりの先導的な役割を担っていきます。空き家等については、空き家等となっている原因を調査・研究し対応策を検討します。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組みます。

◇都市計画道路の整備

都市計画道路等の幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組みます。

市施行の都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路 3・4・13 号及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手した三鷹都市計画道路 3・4・7 号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について、用地買収や電線類の地中化に向けた取り組みを進めます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援し、協働の取り組みを推進します。

平成 28 年 3 月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、東京都及び近隣区市とも連携して都市計画道路の整備を推進します。

◇東京外かく環状道路事業

三鷹地区検討会等で提案された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に対し強く要請します。

市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、平成 28 年 3 月に策定した「北野の里（仮称）まちづくり方針」に基づき、段階的かつ計画的に北野の里（仮称）の具現化を進めるため、「北野の里（仮称）まちづくり整備計画（仮称）」の策定に取り組みます。また、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働により運営し、工事期間中等の地域の安全・安心に取り組みます。さらに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりの展開を図ります。

◇三鷹駅前再開発事業の推進

「三鷹駅前地区再開発基本計画 2022」を策定し、都市の危機管理、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出、環境に配慮したまちづくりの5つの基本的な視点のもと、歩行者などの回遊性や賑わいの創出、景観づくりの誘導などにより、質の高い総合的なまちづくりを進めます。

また、三鷹駅南口中央通り東地区については、UR都市機構と連携し、三鷹駅前地区の活性化の拠点となるよう、市街地再開発事業等を活用した面的なまちづくりを検討するとともに、事業化に向けた取り組みを進め、関係権利者の合意形成と都市計画決定に向けて取り組みます。

◇都市交通環境の整備

「交通総合協働計画 2022（第1次改定）」に基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、公共交通環境の充実に向けた事業実施を検討します。バス交通については、「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、既存路線について、都市再生事業と連携を図る等の見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

また、「駐輪場整備基本方針」に基づき、利便性の高い安定的な駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて引き続き推進します。さらに、鉄道駅周辺の放置自転車対策や既存の駐輪場をより効率的に活用する仕組みとして、サイクルシェア事業に向けた取り組みを実施します。あわせて、自転車に関する事故が多いことから、三鷹警察署と連携して、道路交通法の改正について情報提供に努めるとともに自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

◇耐震改修の促進

先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成24年度に改定した「耐震改修促進計画」に基づいて、対象建築物の耐震化を計画的に進めていきます。具体的な施策としては、老朽化し耐震性に課題のある公共施設等を集約する三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業等を推進するとともに、平成24年度から耐震診断が義務付けられた特定緊急輸送道路沿道建築物について、東京都と連携を図りながら優先的に耐震化を進めます。

◇下水道事業の推進

集中豪雨による都市型水害に対応するため、中仙川改修事業を実施するとともに道路雨水貯留浸透施設等の設置を推進します。また、長寿命化及び地震対策事業を統合した「下水道再生計画」に基づき、下水道施設の改築及び耐震化を行い、安全安心な生活環境の確保に努めます。

さらに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入について、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組みます。

◇建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等を遵守することは、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。建築物の安全性確保のため、平成26年度に計画期間が満了した「建築安全マネジメント計画」について、平成26年の建築基準法改正や国の技術的助言を踏まえ、内容の見直しを行い新たに策定するとともに、庁内関係部課はもとより、「三鷹市雑居ビル等に関する安全対策連絡協議会」の構成委員でもある警察、消防及び保健所と積極的な連携を図り、安全で安心なまちづくりに向けた取り組みを進めます。

◇公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化を目指し、施設の現状を踏まえた工事内容の精査、的確な修繕・更新工事の実施、施設所管課による継続的で安定した施設管理の啓発等を重視しながら、「公共施設維持・保全計画 2022」を着実に進めます。また、平成 27 年度に策定した「第二次保全実施計画」に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震化を最優先に、市有地の利活用や施設の更新・再配置等に取り組み、ファシリティ・マネジメントの推進を図ります。

さらに、道路、下水道等を含む市が保有する公共施設のより総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成 27 年度に行った対象施設の洗い出しや基礎データの整理を基に、「公共施設等総合管理計画」を策定します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進（まちづくり推進課）

[当初計画]

「三鷹駅前地区再開発基本計画 2022」に基づき、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業が、市の「玄関口」のシンボルにふさわしい地区の活性化の拠点として、回遊性や賑わいの創出が図られるよう検討を進め、地元の合意形成を図るとともに、UR 都市機構との連携を強化し、市街地再開発事業等に向けた取り組みを進めます。

また、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討し、都市計画手続きを進めます。

[目標指標]

- ・高度利用地区、市街地再開発事業、地区計画の都市計画決定に向けた取り組み

達成状況

再開発協議会において、関係権利者が勉強会を開催し、市も地権者として参加しました。勉強会では、商業床の管理運営方法など事業化に向けた検討を進めましたが、合意形成に時間を要し、都市計画手続き着手には至りませんでした。

また、三鷹駅前地区再開発基本計画 2022 を策定し、本事業が三鷹駅前地区の回遊性と賑わいを創出し、商業の中心地にふさわしい質的向上につながるよう関係機関との協議・調整などを行いました。

2 用途地域等の見直し（都市計画課）

[当初計画]

平成 27 年度に策定した「用途地域等の見直し方針」に基づき、個別に抽出した地域における具体的な課題について見直しの時期を検討しながら対応を進めます。

下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地等）については、適切な時期に用途地域等の変更の都市計画決定ができるよう取り組みます。また、東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺等の土地利用転換が図られる地域については、用途地域等の見直しに向けて土地利用の方針を検討します。

[目標指標]

- ・下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地等）の用途地域等の変更
- ・東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺等における土地利用の方針の検討

達成状況

下連雀五丁目第二地区については、関係権利者や都市計画審議会で意見を聴きながら都市計画の変更原案を作成しました。今後は、都市計画法やまちづくり条例に基づき原案の公告縦覧や説明会を行い、都市計画変更の手続きを進めます。

東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺については、北野の里（仮称）まちづくりワークショップの結果を踏まえ、土地利用の方針の検討を進めました。

3 「公共施設等総合管理計画」の策定及び固定資産台帳の整備（公共施設課）

[当初計画]

市が保有する建物に加え、道路、橋梁等の土木構造物、下水道、下水処理施設等を含む公共施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するためのマネジメント基本方針として「公共施設等総合管理計画」を策定します。また、公共施設等総合管理計画の資料編として施設の基礎情報をまとめた「施設カルテ」を作成します。

固定資産台帳については、平成27年度に作成した固定資産台帳整備マニュアルに則って、市が保有する固定資産（道路、公園、学校等）のデータ整備及び開始時簿価の算定を行い、固定資産台帳を整備します。

[目標指標]

- ・「公共施設等総合管理計画」の策定及び固定資産台帳の整備

達成状況

「公共施設等総合管理計画」については、素案段階でパブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見を反映して計画を策定しました。なお、計画は、公共施設等について、総合的かつ計画的な管理を推進するためのマネジメントの基本方針を示した「本編」と、主要な施設の基礎情報をまとめた「施設カルテ編」として取りまとめました。

固定資産台帳については、平成27年度末時点の市が保有する固定資産（道路、公園、学校等）のデータ整備及び開始時簿価の算定を行いました。

4 災害に強い下水道の整備及び下水道施設の長寿命化等の推進（水再生課）

[当初計画]

災害に強い下水道の整備の推進として、集中豪雨による都市型水害に対応するため、浸水被害が発生する恐れがある箇所道路雨水貯留浸透施設等の設置及び緊急を要する中原地区において中仙川改修事業を実施するとともに、甲州街道付近の水害対策について対策案の検討を調布市・国・東京都と進めていきます。

また、「下水道再生計画」に基づき、長寿命化対策事業として、東部水再生センターの監視制御設備等更新工事を実施するとともに、管路施設の点検調査であるスクリーニング調査と管更生工事を実施します。さらに、地震対策事業として、震災時にも継続して使用可能な下水道施設を目指し、東部水再生センターの電気棟・汚泥棟の耐震工事や防災拠点周辺の下水道施設の耐震化工事等を行い、災害に強い下水道施設の推進を図ります。

[目標指標]

- ・集中豪雨による都市型水害対策の推進
- ・長寿命化事業として下水道施設の改築

- ・地震対策事業として下水道施設の耐震化

達成状況

都市型水害対策として、道路雨水貯留浸透施設を設置するとともに、中仙川改修事業については、地盤調査の結果により周辺家屋への影響等を考慮し、工法の見直しを行いました。また、甲州街道付近の水害対策は、調布市と連携し、詳細な工法の検討を行いました。

長寿命化事業は、東部水再生センターの監視制御設備等更新工事、管路施設のスクリーニング調査及び管更生工事など、下水道施設の改築を実施しました。

地震対策事業は、東部水再生センターの電気棟・汚泥棟の耐震工事及び防災拠点周辺の下水道施設の耐震化工事等を行い、災害に強い下水道施設の耐震化を進めました。

5 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進・市道第135号線（三鷹台駅前通り）整備の促進（まちづくり推進課、道路交通課）

〔当初計画〕

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組みます。三鷹台駅前通りについては、地域住民や関係権利者の意向を踏まえ、道路や駅前広場のあり方等について検討し、都市計画変更手続きに向けて取り組みます。地域のまちづくり活動については、引き続き、(株)まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、平成17年10月に策定した「市道第135号線緊急整備方針」に基づき、三鷹台駅前周辺地域（三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約232m）について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うため、電線類の地中化等に向けた引込連携管整備事業をNTT及び東京電力に委託して行います。

〔目標指標〕

- ・「まちづくり推進地区整備方針」の策定
- ・街築及び電線共同溝等の整備

達成状況

まちづくり推進地区整備方針の策定に向け、まちづくり協議会において三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの考え方や市道第135号線の整備について、意見交換を行いました。駅前広場等については、関係権利者等の調整に時間を要し、方針の策定には至りませんでした。引き続き、地域住民等の意見を聴きながら方針の策定に取り組みます。また、(株)まちづくり三鷹と連携し、このぼり祭りの実施やポケットパークの花植え等、まちづくり協議会の活動を支援しました。

電線共同溝及び街築（歩道）等の整備については、各関係機関と工程調整を図るとともに、沿線住民等の意向を確認しながら取り組み、計画どおり完了しました。

6 東京外かく環状道路に伴うまちづくりの推進（まちづくり推進課）

〔当初計画〕

平成21年に国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

用地買収等の事業実施に伴う現況のコミュニティへの影響や中央ジャンクション上部利用について、平成28年3月に策定した「北野の里（仮称）まちづくり方針」に基づき、段階的かつ計画的に

北野の里（仮称）の具現化を進めるため、「北野の里（仮称）まちづくり整備計画（仮称）」の策定に向け、市民、事業者、国及び東京都と連携・協働して進めていきます。また、北野地区の交通安全及び防犯対策について話し合う、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民と協働で運営し、工事期間中等の地域の安全・安心に取り組みます。さらに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討するとともに、平成 22 年に農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、都市農地の維持管理に係る実証実験に取り組み、都市農地の保全等について、国・東京都に強く働きかけるとともに、新たな仕組みづくりについて検討します。

【目標指標】

- ・「北野の里（仮称）まちづくり整備計画（仮称）」の策定に向けた取り組み
- ・ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したまちづくりについての調査・検討

達成状況

平成 28 年 3 月に策定した北野の里（仮称）まちづくり方針に基づき、平成 28 年 11 月に 2 回、平成 29 年 2 月に 1 回、北野の里（仮称）まちづくりワークショップを市、国及び都との協働により開催しました。今後は、ワークショップでいただいたご意見を可能な限り反映させ、市民の意見を聴きながらゾーニングを確定し、北野の里（仮称）のまちづくり整備計画の策定を目指します。

また、引き続き、国・東京都に対して三鷹市のまちづくりへの協力・支援等、「対応の方針」の確実な履行を要請します。

工事期間中の交通安全対策等を図る「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働により開催し、地域の交通安全対策・防犯対策等を検討・協議し、国等の事業者に対してさまざまな対策を求めました。また、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、代替農地の維持管理に係る実証実験に取り組みました。

7 三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの改修に向けた取り組み（道路交通課）

【当初計画】

三鷹駅南口ペDESTリアンデッキは、供用開始から 20 年以上が経過しており、降雨時に冠水など不具合の発生が年々増加しています。平成 27 年度に行ったペDESTリアンデッキの点検調査結果に基づき改修等工事に向けた設計を実施します。

【目標指標】

- ・三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの改修等工事に向けた設計

達成状況

三鷹駅南口ペDESTリアンデッキは、平成 27 年度の点検の結果、構造的に緊急な修繕が必要な箇所は見つかりませんが、予防保全の観点から一定の措置が必要な状況です。デッキの修繕については、安全性、利便性及び経済性を考慮しながら、計画的かつ段階的に修繕を行っていくこととしました。

そこで、平成 28 年度は、雨によるデッキの水漏れ対策としてタイル舗装の防水シール工事の設計とペDESTリアンデッキの修繕計画の検討を行いました。

8 みたかバスネットの見直し（道路交通課）

[当初計画]

みたかバスネットについては、既存コミュニティバスの利用状況等の現状を踏まえ、路線バスとの連携を図り、より利便性の高いバスネットが構築できるよう地域公共交通活性化協議会での協議等により検討を進めます。平成 27 年度に策定した「コミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し計画」の実施に向けた取り組みとして、西部ルートと三鷹台ルートの統合や杏林大学病院周辺のルートの見直し、三鷹中央防災公園・元気創造プラザへの乗り入れなど、関係機関との調整や利用者への周知等を図ります。

[目標指標]

- ・「コミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し計画」の事業実施

達成状況

「コミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し計画」に基づき、交通管理者やバス事業者等の関係機関との調整を行い、地域公共交通活性化協議会での協議を重ねた上で、平成 29 年 3 月 30 日から三鷹台ルートと西部ルートを統合した「三鷹台・飛行場ルート」の運行を開始し、運行本数の増加を図りました。また、同ルート及び北野ルート、新川中原ルートについては、三鷹中央防災公園・元気創造プラザへの乗り入れを実施し、同施設及び市民センター内の施設へのアクセスの向上を図りました。実施にあたっては、事前に広報紙や説明会等により利用者への周知に努めました。

9 外国人観光の促進に向けた案内・誘導サインの多言語化

(都市計画課、道路交通課、緑と公園課)

[当初計画]

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、三鷹市を訪れる外国人が観光しやすく、三鷹市在住の外国人も利用しやすい魅力的なまちづくりを推進するため、三鷹駅前からジブリ美術館のエリアにおいて案内・誘導サインの多言語化を図ります。

[目標指標]

- ・公共施設案内標識の多言語化（5 箇所）
- ・道路愛称名標識の多言語化（4 箇所）

達成状況

「三鷹駅前～風の散歩道～三鷹の森ジブリ美術館」のエリアで、公共施設案内標識（5 基）及び道路愛称名標識（4 基）について、4ヶ国語（日英中韓）による多言語化を行いました。今後、三鷹市を訪れる外国人が観光しやすく、三鷹市在住の外国人も利用しやすい魅力的なまちづくりを推進するため、施行エリアの拡大を検討していきます。

10 サイクルシェア事業に向けた取り組み（道路交通課）

[当初計画]

限りある駐輪場をより効率的に活用し、「放置自転車数の減少」「環境負荷の軽減」「まちの活性化」等の効果が期待できるサイクルシェア事業に向けて取り組みます。平成 28 年度の杏林大学井の頭キャンパスの開設に伴う自転車利用者の増加にも対応するため、三鷹駅を利用する市民 80 人と三鷹駅

から杏林大学井の頭キャンパス間を利用する学生 80 人を対象にサイクルシェアの社会実験を実施します。

[目標指標]

- ・サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施及び検証

達成状況

平成 28 年 4 月から開始したサイクルシェア事業の取り組みにおいては、当初の参加者の確保に課題があったものの、概ね計画どおり運用が行われました。杏林大学井の頭キャンパスに通学する学生を 11 月から当初の 80 人から 90 人に増やしても順調に運用することができました。

事業化に向けた検証については、自転車の利用状況調査及び 7 月と 1 月の 2 回実験参加者にアンケート調査を実施し、分析を進めました。社会実験の中間の評価として、本事業の効率性や利便性は高く、継続の必要性も高いことが確認することができました。

11 花と緑のまちづくりの推進（緑と公園課）

[当初計画]

緑と水の公園都市の実現に向けて、都市公園等の公有地化や整備・改修を進め、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。まちなかグリーンベルト創出事業においては、モデル地区内で緑化箇所の選定やデザインを決定して緑化工事の助成を行い、町会・まちづくり協議会等と地域コミュニティの創出を図りながら緑化の推進に取り組みます。

NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会が行う講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、ガーデニングフェスタの開催、公園緑地や公共施設を活用したコミュニティガーデン等の管理、ふれあいの里のイベント等を同協会に委託し、市民、事業者との協働による花と緑のまちづくり事業の展開を図ります。

[目標指標]

- ・公園の改修整備及び公有地化
- ・まちなかグリーンベルト創出事業の実施
- ・NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と協働した花と緑のまちづくりの推進

達成状況

都市公園等の改修工事を実施するとともに、新川あおやぎ公園、大沢二丁目公園及び大沢青少年広場の公有地化を進め、安全で安心して憩い集える空間の創出に取り組みました。

「まちなかグリーンベルト創出事業」については、新川宿まちづくり協議会を中心とした地域の皆様とワークショップの開催やデザイン検討を重ね、緑化工事の助成を行いました。

NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働の取り組みでは、「花のまち交流会」及び「ガーデニングフェスタ 2016」を市民と協働で開催し、多くの市民の皆様にご来場いただきました。これらの取り組みにより、緑の保全や緑化推進の意識啓発を図ることができました。

12 空き家等の管理不適切な建築物に関する適正管理の推進（都市計画課）

[当初計画]

空き家等に対する取り組みについては、都の空き家等活用事業に関する補助制度等について事業者に対して情報提供を行うほか、空き家等の現状調査を実施し、空き家等になった原因を把握したうえで、具体的な対応策や「空き家等対策計画」の策定などについて検討します。

また、検討にあたっては、所有者等による自主的な対応を促すことを念頭に置きながら、その影響が広範な分野にわたることから、庁内横断的な連携を図りながら取り組みます。

〔目標指標〕

- ・空き家等の現状調査の実施
- ・庁内横断的な連携による具体的な対応策や「空家等対策計画」の策定などの検討

達成状況

空き家等の現況調査については、精度の高い調査を行うにあたり、関係機関との調整を図る必要があることから、実施を1年先送りとしました。

また、横断的な庁内プロジェクト・チームを組織し、市民の啓発や庁内パトロール体制の連携を強化することについて検討し、所有者による空き家等の適正な管理を図りました。このほか、同プロジェクトにおいて、特定空き家等認定基準の作成、三鷹市空き家等対策協議会（仮称）の設置や空き家等対策計画の策定などについて、多角的な視点から検討を進めました。

13 都市計画道路整備の促進【3・4・13号（牟礼）】【3・4・7号（連雀通り）】

（まちづくり推進課、道路交通課）

〔当初計画〕

三鷹都市計画道路3・4・13号（牟礼）は、連雀通り（都道134号）から人見街道（都道110号）までの区間であり、平成12年度に完了した人見街道から三鷹都市計画道路3・2・2号（東八道路）を南北に結び、周辺地域の生活道路に進入している通過交通を分散し、交通渋滞の緩和と安全性を高めることを目的としています。

引き続き用地取得を進めるとともに、事業の進捗状況にあわせて延焼遮断帯の確保による防災震災対策、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、電線類の地中化に向けた予備設計及び関係機関との協議を行います。

三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）については平成21年4月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約235mについて事業に着手しました。引き続き用地取得を進めるとともに、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、道路の詳細設計等を行います。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業を行っていることから、東京都と調整・連携を図りながら、事業を進めていきます。

「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めます。

〔目標指標〕

- ・3・4・13号（牟礼）：用地取得率91.0%、電線類の地中化に向けた予備設計等の実施
- ・3・4・7号（連雀通り）：用地取得率100%、道路の詳細設計等の実施

達成状況

3・4・13号（牟礼）の用地取得については、関係権利者の意向を踏まえた結果、公社からの買戻し1件（用地取得率85.5%）に留まりました。引き続き取得に向けて丁寧に交渉を行います。また、電線類の地中化に向けた予備設計等に取り組みました。

3・4・7号（連雀通り）については、用地取得が完了しました。また、道路の詳細設計等や東京都の都市計画事業区間との調整に取り組みました。

教育委員会事務局教育部の「運営方針と目標」の達成状況

教育部長兼教育部調整担当部長 伊藤 幸寛
教育部生涯学習担当部長 宇山 陽子

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成を目指し、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育の推進を図ります。

◇ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現を目指し、生涯学習基盤の整備や施策の充実により、市民の主体的な生涯学習を支援します。

各課の役割

教育部は、総務課、学務課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、総合スポーツセンター建設推進室で構成する事務局と、社会教育会館、図書館などの所管施設で構成され、それぞれ、①教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、②通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、③学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、④生涯学習の推進、文化財保護、社会教育団体の育成等、⑤生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理運営、⑥社会教育会館の管理運営、⑦図書館での資料収集・貸出、読書活動の推進などの役割を担っています。

2 部の経営資源

職員数

教育委員会事務局等職員 170 人（うち他団体からの派遣職員 3 人）

職員比率（正規職員）教育委員会事務局等 170 人／市職員 999 人 職員比率 約 17.0%

予算規模

平成 28 年度教育委員会事務局予算額

一般会計 4,266,050,000 円

そのうち人件費を除く事業費の予算額

一般会計 3,846,090,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

コミュニティ・スクールの充実と発展を目指し、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、保護者、地域住民が積極的に学校運営に参画し、組織的かつ継続的に学校支援が可能となるような体制づくりを推進します。

効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築を目指し、各学園の学園運営や教育活動の充実・発展を図るとともに、義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図ります。

◇健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進

平成28年度の完成を目指し、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備の中で、生涯学習センター及び総合スポーツセンターを整備します。また、市長部局と連携し、関係する審議会、団体等との調整を図りながら、平成29年4月の開設に向けて、指定管理者等との協働による魅力的な事業展開と効果的・効率的な管理運営体制の構築、関係規則等の整備、備品等の調達など、移転・開設に向けた準備を進めます。

◇総合教育相談の充実

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進するとともに、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かし、義務教育9年間を通じた継続的かつ系統的な教育支援の充実を図ります。また、福祉・保健・医療等関係機関との連携により総合教育相談の充実を図り、0歳から18歳までの生活や学習上の改善と自立や社会参加の促進を支援します。

児童が在籍している学校で自立活動や教科の補充指導等が受けられる「校内通級教室（仮称）」の設置に向けた取り組みを進めます。

◇児童・生徒数の増に対応した適正な学習環境の確保

児童数・学級数の増により、新たに普通教室の確保が必要となる高山小学校について、時限付き新校舎の整備工事を実施するとともに、引き続き全市的な児童・生徒数及び学級数の将来推計の適切な更新を行い、中・長期的な課題を抽出しながら適正な学習環境の確保を図ります。

◇安全で快適な教育環境の整備

児童・生徒が安全で快適な教育環境で学べるよう、老朽化対策と非構造部材の耐震化を含めた学校施設の長寿命化改修工事を計画的に実施するとともに、中学校特別教室等の空調設備の整備、学校校庭等の芝生化を推進します。なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

学校、地域等が行う見守り活動を補完し、安全確保の強化を図るため、学校、保護者、地域等と協議しながら、通学路への防犯カメラの設置を進めます。

ICTを活用した授業モデルの研究や教職員研修を推進する中で、学校ICT環境の整備と効果的な活用に向けた検討を進めます。

◇「三鷹市生涯学習プラン 2022（第1次改定）」に基づく生涯学習施策の推進

市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習する機会を持ち、学んだことを地域に返して活かしていく「学びの循環」の構築を推進します。また、大沢二丁目古民家（仮称）については、三鷹型エコミュージアム事業の中核的な施設として、基本設計・実施設計及び解体調査・解体工事を実施します。

◇「三鷹市スポーツ推進計画 2022」の推進とオリンピック・パラリンピックの気運醸成

豊かなスポーツ社会の実現とスポーツを通じたコミュニティの創生を目指して、だれもが目的に応じて楽しめるスポーツライフを支援するとともに、スポーツに親しむ環境の整備やスポーツ活動をともに支え合う人財の創出に努めます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、スポーツを支えるボランティアの育成を含めた気運醸成事業を実施します。

◇地域の情報拠点としての図書館サービスの充実

平成29年度の策定に向けて、図書館の基本的な運営方針の策定に取り組むとともに、コミュニティ・センター図書室との連携や移動図書館の充実など、図書館サービス網の再編に向けた取り組みを進め、地域の情報拠点としての図書館サービスの充実を図ります。

◇行財政改革の推進

学校給食の充実と調理業務の委託化の推進、川上郷自然の村の利用者拡大と効率的運営など、「新・三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」に基づく取り組みを推進するとともに、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設にあわせた生涯学習・スポーツ関連業務の再編と市長部局への移管に向けて、円滑な移行と市長部局とのさらなる連携強化を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展（指導課）

[当初計画]

コミュニティ・スクールの充実・発展を目指し、学校評価・学園評価（検証）を活用した自律的な学園・学校運営の推進や広報活動の一層の充実、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の望ましい学習習慣や生活習慣の定着を図る実践などをコミュニティ・スクールと協働で推進します。また、にしみたか学園開園10周年記念事業を実施するとともに、学校支援者養成講座の充実による、コミュニティ・スクールの理念の継承と充実・発展に向けた地域人財の養成や学生教育ボランティアの活用を推進します。

義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図るため、「三鷹市立学校人財育成方針」に基づく教員の人財育成に努め、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえた小・中相互乗り入れ授業や交流活動、学園研究等により、学園として一体感のある教育を推進します。

[目標指標]

- ・市立小学校卒業生の市立中学校への進学者数の割合の増加
- ・コミュニティ・スクールの充実に向けた学校支援ボランティアの登録者数及び参加者数の増加

- ・各学園のコミュニティ・スクールだより等を活用した積極的な広報活動、研修会や学校支援者養成講座の充実

達成状況

コミュニティ・スクール委員会を中心に、学校評価・学園評価を着実に実施し、児童・生徒の声や地域・保護者の意向を反映させ、継続的に学園・学校の教育活動の改善を図りました。また、児童・生徒の望ましい学習習慣、生活習慣の定着に向け、各学園の地域特性を踏まえた「学園のスタンダード」の実践に取り組みました。

にしみたか学園が10周年を迎えて、10周年記念式典及び講演会を開催しました。10年間の取り組みと成果を振り返るとともに、今後10年先を展望し、新たなステージへの発展を目指して考える機会となりました。

各学園のコミュニティ・スクールだよりのカラー化や内容の充実により、地域・保護者に積極的にコミュニティ・スクールの活動等を発信できました。また、コミュニティ・スクール委員対象研修会では、文部科学省の基調講演及び熟議を行い、各学園の今後のコミュニティ・スクールのあり方について考える機会となりました。

市内小学校卒業者の市立中学校への進学者の割合は、82.2%（平成27年度比2.8ポイント増）となりました。引き続き、学校・家庭・地域の協働により一層の小・中一貫教育の充実を図ります。学校支援ボランティアの登録者数については、前年度比84人増の2,855人になり、参加者数については、延べ人数が3,527人増の20,350人となりました。今後も、広報活動、研修会、養成講座等の充実を図り、学校支援ボランティアの裾野の拡大と支援内容の充実に努めます。

2 生涯学習センター・総合スポーツセンターの開設に向けた取り組み（三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた取り組み）（総合スポーツセンター建設推進室、社会教育会館）

〔当初計画〕

平成29年4月からスポーツと文化部生涯学習課・スポーツ推進課

平成28年度の完成を目指し、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備を進めるとともに、平成29年度における生涯学習センターと総合スポーツセンターの円滑な開設に向け、移転に係る準備等を計画的に推進します。また、引き続き、市長部局と連携し、関係する審議会、団体等との調整を図りながら、指定管理者等との協働による最適な管理運営体制を構築するとともに、市民の多様なニーズに応える魅力あるプログラムの開発や市民の参加と協働を推進するための運営の仕組みづくりを進めます。

〔目標指標〕

- ・生涯学習センターと総合スポーツセンターの開設に向けた、移転に係る準備等の計画的な推進、最適な管理運営体制の構築、市民の多様なニーズに応える魅力的なプログラムの開発、市民の参加と協働の仕組みづくりの推進

達成状況

施設は計画どおり2月に竣工し、3月には生涯学習センターと総合スポーツセンターの開設に向け、移転を完了することができました。施設の管理運営を行う指定管理者については、第2回市議会定例会において、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団に決定したことから、7月15日付けで同財団と基本協定書を締結しました。10月には、第3回市議会定例会での議決を経て、生涯学習、スポーツ施策について、平成29年度から市長部局へ移管できるよう組織条例の一部改正を行うとともに、施設設置条例施行規則を公布しました。また、公益財団法人三鷹市スポーツと

文化財団と連携しながら、新施設でさらに市民サービスを充実できるよう、市民の多様なニーズに応える多彩で魅力的なプログラムや各種事業の検討を行い、実施に向けた調整、準備に取り組みました。さらに、施設運営に係る市民の参加と協働の仕組みとして、利用者懇談会の立ち上げ等の準備を進めました。

3 教育支援の充実と「校内通級教室（仮称）」の設置に向けた取り組み

（学務課、指導課、総務課）

〔当初計画〕

東京都の「特別支援教室の導入ガイドライン」に基づき、児童が在籍している学校で、児童の特性に応じた自立活動や教科の補充指導等を行う「校内通級教室（仮称）」を平成 30 年度までに市内全小学校に設置します。平成 28 年度は、指導内容・指導方法や教員の育成・専門性の向上等に向けた検討を進め、実施方策を策定するとともに、29 年度に開設する東部地域 9 校の施設整備を行います。

また、福祉・保健・医療等関係機関と連携した支援を進めるスクールソーシャルワーカーを拡充し、子どもの貧困対策への対応も含め、児童・生徒や保護者へのよりの確な支援のために、子ども家庭支援ネットワークとの緊密な連携を図りつつ、教育相談員や市配置のスクールカウンセラーによるスクールソーシャルワークを強化します。

〔目標指標〕

- ・「校内通級教室（仮称）」の実施方策の策定
- ・市内 15 小学校のうち、東部地域 9 校の施設整備
- ・子どもの貧困対策への対応も含め、教育・福祉・医療等関係機関による連携件数や頻度を高め、子どもを取り巻く環境を改善

達成状況

校内通級教室の設置に向け、昨年度に引き続き、校内通級教室プロジェクト・チーム、検討グループ、ワーキンググループの会議をそれぞれ 7 回、4 回、17 回開催し、会議での意見等を踏まえ、10 月に「三鷹市校内通級教室実施方策」を、3 月に「校内通級教室実施要領」を策定しました。あわせて東部地域の小学校 9 校については、教室の環境整備とともに、平成 29 年 4 月からの巡回指導開始に向けて、準備を行いました。

子どもの貧困対策への対応を含めたスクールソーシャルワークの強化については、市配置のすべてのスクールカウンセラーをスクールソーシャルワーカーに拡充し、ニーズに対して、より迅速に対応したことにより、関係機関との連携件数が 384 件（対前年度比 160 件増）となり、子どもを取り巻く環境の改善を図りました。

4 高山小学校時限付き新校舎の整備など児童・生徒数増への適切な対応（総務課、学務課）

〔当初計画〕

児童数の増加により、新たに普通教室の確保が必要となる高山小学校について、平成 27 年度に行った実施設計に基づき、平成 29 年 4 月からの使用開始に向けて時限付き新校舎を整備し、適正な学習環境の確保を図ります。また、引き続き、全市域を対象に住宅開発の状況等を注視しながら児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を行い、中・長期的な課題を抽出しながら適切な対応を図りま

す。

[目標指標]

- ・高山小学校時限付き新校舎整備工事を安全かつ円滑に実施し、適正な学習環境を確保

達成状況

高山小学校について、平成 27 年度に行った実施設計に基づき時限付き新校舎の整備工事を完了し、平成 29 年 4 月からの使用開始に向けて適正な学習環境を確保しました。

市内の児童・生徒数及び学級数については、市内の人口動態や大規模な住宅開発の動向など、さまざまな要素を勘案した将来推計の更新を行い、庁内プロジェクト・チームでの情報共有を図りました。

5 学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施（総務課）

[当初計画]

平成 26 年度に実施した学校施設における非構造部材の耐震点検及び老朽度調査の結果を踏まえて、平成 27 年度に策定した整備方針に基づき、学校施設の長寿命化改修工事を計画的に推進します。長寿命化改修工事では、屋上防水、外壁塗装、窓改修やトイレ改修、バリアフリー施設の整備とともに、天井材、照明器具など非構造部材の耐震対策に取り組みます。平成 28 年度は、第七小学校の実施設計を行います。

なお、工事の実施にあたっては、国の補助制度を活用し、財源確保に努めます。

[目標指標]

- ・第七小学校の長寿命化改修工事实施設計を行い、安全で快適な教育環境の整備を推進

達成状況

平成 29 年度の工事实施に向けて、第七小学校の長寿命化改修工事实施設計を完了しました。第七小学校の改修事業費については、事業の財源として国庫補助金を確実に確保するため、平成 28 年度 3 月補正予算に計上し、平成 29 年度に実施することとしています。第七小学校では、屋上防水、外壁改修、窓改修、照明改修に加え、非構造部材の耐震化、誰でもトイレの設置、校舎及び体育館の出入口スロープの設置等に取り組み、安全で快適な教育環境の整備を図ります。

6 通学路の安全確保の充実（学務課）

[当初計画]

学校、地域等が行う通学路における児童・生徒の見守り活動を補完し、安全確保の強化を図るため、東京都の補助制度を活用し、平成 27 年度までに設置完了した小学校 5 校に加え、新たに市立小学校 4 校の指定通学路に防犯カメラを設置します。あわせて、地域特性を踏まえ、市の単独事業として市立中学校 1 校の指定通学路に防犯カメラを設置します。設置にあたっては、各学校に防犯カメラ設置場所検討協議会を立ち上げ、学校、保護者、地域の関係者と協議しながら、より効果的な設置場所を選定します。

[目標指標]

- ・防犯カメラを各校通学路に設置し、児童・生徒の安全確保を強化（第一小、第六小、井口小、東台小：各校 5 台、第七中：3 台）

達成状況

都の補助制度を活用し、平成 28 年度は小学校 4 校の通学路に各 5 台の防犯カメラを設置しま

した。設置場所については、各校において通学路防犯カメラ設置場所検討協議会を設け、学校をはじめPTAや交通安全対策地区委員会、青少年対策地区委員会等の地域関係者と検討を行い、地域の実情に応じた設置場所の選定を行うことにより、児童の安全確保の向上を図りました。

また、地域特性を踏まえ、第七中学校の通学路については市単独で3台の防犯カメラを設置しました。設置場所については、小学校と同様、通学路防犯カメラ設置場所検討協議会を設置し、市の事業で設置する大沢地区の2台の防犯カメラとの調整を行い決定しました。

7 教育センターの耐震補強等工事に向けた取り組み（総務課）

〔当初計画〕

教育センターについて、耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新するため、耐震補強等工事の実施に向けた取り組みを進めます。

〔目標指標〕

- ・教育センター耐震補強等工事の実施に向けた取り組みを進め、施設の耐震性の確保と老朽化への対応を推進

達成状況

教育センターの耐震性の確保と老朽化への対応を図るため、平成29年度からの耐震補強等工事の実施に向けて、平成28年度6月補正予算に実施設計等委託料を計上し、設計を進めました。また、耐震補強等工事期間中の代替施設として活用する旧総合保健センターについて、改修工事実施設計を完了、12月補正予算に工事費を計上し、改修工事に着手しました。

8 大沢二丁目古民家（仮称）の整備の推進（生涯学習課）

〔当初計画〕

平成29年4月からスポーツと文化部生涯学習課

大沢の里公園内の中核的な文化財として、さまざまな体験学習や民具の展示、地域文化財・地域観光の情報発信を行う大沢二丁目古民家（仮称）を整備し、三鷹型エコミュージアムの推進を図ります。

平成30年度の公開を目指し、28年度は、基本設計・実施設計・解体調査・解体工事を実施します。また、地域団体や文化財保護審議会との協議、市民ボランティアの人財確保に向けた講座の開催、事業内容、管理運営計画の検討を行います。

〔目標指標〕

- ・整備に向けた基本設計・実施設計・解体工事等の実施
- ・施設の管理運営計画及び事業内容の検討
- ・地域団体及び文化財保護審議会との協議、ボランティアの人財確保に向けた取り組み

達成状況

整備に向けた基本設計・実施設計を完了し、解体工事及び解体調査に着手しました。設計に際しては、地域団体及び文化財保護審議会との協議を行い、今後積極的な利活用が可能となるよう、実施設計に反映させました。また、施設の管理運営計画及び事業内容を検討し、施設の特徴を活かした体験学習や展示を行うためのボランティアの人財確保に向けた講座等を実施しました。解体調査により明らかになった、建物の歴史を市民に伝えていくため、解体調査見学会を実施するなど、三鷹型エコミュージアム事業の推進を図りました。

9 学校給食の充実と効率的な運営の推進及び市内産野菜の活用（学務課）

[当初計画]

安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、新たに羽沢小学校及び第七中学校で給食調理業務の民間委託を開始します。また、平成 29 年度から新規委託予定の大沢台小学校と、委託開始から 5 年目を迎える南浦小学校、第四小学校、東台小学校、第一中学校、第五中学校の事業者選定を行います。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」を通して、実施状況の確認と必要に応じた改善の検討を行い、学校給食の充実と効率的な運営を推進します。

市内産の季節の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより、新鮮でおいしい給食の提供と地産地消を促進するため、JA 東京むさしとの連携を図り市内産野菜の使用率向上に向けた供給システムの構築など、具体的な検討を進めます。

[目標指標]

- ・平成 29 年度から 1 校の給食調理業務の新規委託開始及び既委託 5 校の委託業者見直しに向けた準備（委託校：計 16 校（平成 29 年 4 月時点））
- ・市内産野菜の使用率向上を目指した具体的な検討

達成状況

羽沢小学校及び第七中学校で給食調理業務委託を平成 28 年 4 月から開始しました。また、平成 29 年度から委託を開始する大沢台小学校、委託開始から 5 年目を迎える第四小学校、南浦小学校、東台小学校、第一中学校、第五中学校の事業者をプロポーザル方式により決定しました。

平成 28 年度から委託を開始した羽沢小学校及び第七中学校に保護者、学校、委託業者、教育委員会事務局で構成する「学校給食運営協議会」を設置し、7 月と 2 月に会議を開催しました。そのほかの委託実施校の「学校給食運営協議会」についても 1～2 月に会議を開催し、良好な運営状況を確認し、安全でおいしい給食の充実と効率的な運営を図ることができました。

学校給食における市内産野菜の活用については、JA 東京むさしと連携し、市内産野菜の使用率向上に向けた、野菜の集約、調整、配送等の供給システムの構築などの検討を行いました。また、取り組みの一つとして、平成 28 年 11 月 22 日には市内全小学校の給食で、JA 東京むさしから提供を受けた市内産の野菜を使用した、「三鷹産野菜カレーの日」を実施しました。

10 中学校特別教室等の空調設備整備の推進（総務課）

[当初計画]

中学校の空調設備が未整備の特別教室等（44 教室）のうち、平成 27 年度に新たに東京都の補助対象となった 23 教室の特別教室（木工室、美術室等）について、空調設備設置工事を行い、良好な教室環境を整備します。

なお、各校への空調設備の整備にあたっては、国・東京都の補助制度による財源確保に努めます。

[目標指標]

- ・中学校の空調設備が未整備の特別教室（木工室、美術室等）23 教室の空調設備設置工事（6 校）を実施し、良好な教室環境を整備

達成状況

平成 27 年度から計画的に進めてきた中学校特別教室等 61 教室の空調設備整備について、国・東京都の補助制度による財源確保に努めながら、木工室、美術室等 23 教室の整備工事を実施し、

良好な教室環境の整備を図りました。平成 27 年度に整備した 17 教室とあわせて、合計 40 教室の空調整備が完了しています。残る 21 教室の空調設備整備については、事業の財源として国庫補助金を確実に確保するため、整備工事費を平成 28 年度 3 月補正予算に計上し、平成 29 年度に実施することとしています。

11 図書館の基本的な運営方針の策定に向けた取り組みと図書館サービス網の再編（図書館）

〔当初計画〕

平成 29 年 6 月の策定に向けて、市民の多様な意見を反映し、図書館の基本的な運営方針の素案を作成します。井の頭コミュニティ・センター図書室との連携については、住民協議会との調整により連携内容や方法を決定し、平成 29 年度の開始に向けて図書館システムの改修等準備を進めます。

新移動図書館車については、車両の改造・ラッピングを行うとともに、活用方法及び巡回ステーションの見直しを進めます。また、下連雀図書館の閉館に向けた資料の整理等を行うとともに、社会教育会館と連携した閉館イベントを実施します。

〔目標指標〕

- ・図書館の基本的な運営方針の素案の作成
- ・井の頭コミュニティ・センター図書室との連携方法の決定、システム修正等の準備
- ・移動図書館車の借上手続きの推進、平成 29 年 4 月の運用開始に向けた活用方法及び巡回ステーションの見直し
- ・下連雀図書館の閉館

達成状況

図書館の基本的運営方針は、利用者アンケートによる市民の意見・要望、図書館協議会での検討を踏まえ、素案の作成に着手しました。

井の頭コミュニティ・センター図書室との連携では、パートナーシップ協定に基づき、住民協議会と協議・検討を進め、運用方法等を決定し、システム改修などの準備に取り組みました。

移動図書館車の有効活用に向け、巡回日数を週 3 日から 4 日に増やし、巡回ステーションの配置では利用実態にあわせたステーション選定を行い、13 ステーションから 19 ステーションに増設しました。また、車両については、武蔵野美術大学と共同プロジェクトによりラッピングデザインを決定し、車両の構造について仕様を決定し、新車両を製作しました。

下連雀図書館の閉館に向け、所蔵している図書資料の所蔵館替えなど資料の整理を進めるとともに、社会教育会館と連携して、図書資料のリサイクル市やおはなし会など閉館イベントを実施しました。

12 オリンピック・パラリンピック教育と普及啓発の推進（指導課、スポーツ振興課）

〔当初計画〕

平成 29 年 4 月から教育委員事務局教育部指導課・スポーツと文化部スポーツ推進課 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、すべての市立小・中学校において、「4 つのテーマ」（オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境）と「4 つのアクション」（学ぶ、観る、体験・交流する、支える）を組み合わせた多様な教育プログラムを実施します。各学校においては、学習読本等の教材を活用し、すべての教育活動に関連付けるとともに、今年度開催される 2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会を契機ととらえ、オリンピック・パラリンピック教育を組織的・計画的に展開します。また、オリンピック・パラリ

ンピアン等による競技紹介・技術指導などを行う「夢・未来」プロジェクトや「オリンピック・パラリンピック教育重点校」の取り組みを全小・中学校で共有し、オリンピック・パラリンピック教育の普及啓発を図ります。

オリンピック・パラリンピックの気運醸成を図るため、東京都の補助金等を活用し、東京スタジアムが会場となる馬術に関連した事業やバレーボール、ボッチャ教室など普及・啓発事業を、三鷹市体育協会等との連携・協力により開催するとともに、スポーツを「ささえる」ボランティアの育成に努めます。

【目標指標】

- ・オリンピック・パラリンピック教育を全学年年間 35 時間以上実施
- ・教室等各種事業と普及啓発活動を実施し、オリンピック・パラリンピックに向けた気運を醸成、スポーツを「ささえる」ボランティアの育成

達成状況

すべての小・中学校において、オリンピック・パラリンピック教育を年間 35 時間以上実施し、オリンピックやパラリピアンを招聘した講演や実技指導等、調べ学習、外国人との交流などさまざまな活動を展開しました。「オリンピック・パラリンピック教育推進委員会」を年間 5 回実施し、国や都のオリンピック・パラリンピック教育に関わる情報を共有化するとともに、各学校の効果的な取り組みや、オリンピック・パラリンピック教育重点校の取り組みを共有し、各学校における実践の改善を図りました。オリンピック・パラリンピック教育重点校である南浦小学校において研究授業及び実践報告会を実施し、優れた取り組みについての情報の共有化を図りました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成を図るため、東京都の補助金等を活用して事業を行いました。東京大学馬術部馬場において、馬術の実演や乗馬、馬とのふれあい及び馬に関する講義を内容とする「愛馬の日事業」や小学校 3 年生を対象とした乗馬体験等と馬への理解に関する講座事業を NPO と連携して行いました。また、「オリンピックによるバレーボール教室」、「ボッチャ出前教室」及び「なりきり歌舞伎体操教室」を開催しました。そして、既存の全市的な事業である、みたかスポーツフェスティバル、三鷹市民駅伝大会においても、オリンピックによる講演会や「走りっこ教室」などの気運醸成事業を同時開催しました。

さらには、スポーツボランティアに係る養成講座を開催するとともに、スポーツボランティア制度及び組織のあり方について、三鷹市の資源と活動ニーズについて調査を行いました。

